

(2026年2月版)

2026-27年度

財団補助金申請ガイドブック

持続可能な
インパクトを
生み出そう

国際ロータリー第2750地区 ロータリー財団委員会

2026-27年度の変更点

1. DG 申請上限の計算式が変更になりました。
2. DG ではクラブ拠出金30%が必須になりました。報告時に総事業費が低減した場合もクラブ拠出金30%を維持してください。
3. DG 申請の受付期間が短縮されました。4月1日～5月15日。
4. GG の支給基準。DDF はクラブ拠出金の5倍まで。一般案件で1. 5万ドル、大型案件で2. 5万ドルを上限とします。
5. 同時に実施できるGGはプライマリーホスト1件、共同提唱者で1件まで。ただしロータリー財団奨学生のホストはカウントしません。

特にご注意いただくこと (DG 継続依頼事項)

1. 前年度と同じプロジェクト、同じ受益者には実施できません。
2. 現金寄付又は寄付目的の行事には使用できません。
3. 8/1から4/30の期間に実施してください。
4. 承認後のプロジェクト内容の変更はできません。
5. 補助金専用口座ですべての入出金を行ってください。
6. 受益者から金銭を受け取ってはいけません。

国際ロータリー第2750地区 ロータリー財団委員会 2026-27年度

補助金管理セミナー プログラム

日時： 2026年2月2日（月）

会場： 御茶ノ水 ソラシティカンファレンスセンター

司会： ロータリー財団委員会 補助金委員会

豊福 佐江子 副委員長（東京愛宕 RC）

14:30 開会

ガバナーご挨拶 武藤 英正 ガバナー（東京クロスシティ RC）

14:35 財団概要について

ロータリー財団委員会 皆川 明良 委員長（東京城西 RC）25分

ボリオ・プラス委員会 尾関 勇 委員長（東京愛宕 RC）

奨学・学友・VTT 委員会 佐藤 秀樹 委員長（東京愛宕 RC）

ロータリー平和フェローシップ委員会

蓮見 雅則 委員長（東京三鷹 RC）

15:00 補助金委員会

補助金について概要 勝山 宏則 委員長（東京品川 RC）30分

15:30 オンラインシステム解説

高井 信也 副委員長（東京小金井さくら RC）20分

15:50 グローバル補助金の説明

後藤 康之 委員（東京米山友愛 RC）20分

16:10 資金管理委員会

MOUについて 大塚 豊嗣 委員長（東京立川 RC）5分

16:15 資金推進委員会

財団寄付目標について 萩 伸雄 委員長（東京青山 RC）5分

16:20 質疑応答 30分

16:50 閉会

ロータリー財団委員会 柳 邦明 副委員長（東京愛宕 RC）

17:30 完全退館

※ 閉会後、グループ別テーブルにて担当者と名刺交換、個別相談ができます。

※ 役職名はすべて2026-27年度。

※ 必ず受付で出欠確認を受けてください。本日は名札を用意していません。

※ メーカップカードは下記の証明書に氏名・クラブ名を記入してご利用ください。

メーカップ証明書

2026-27 年度 補助金管理セミナー 参加費無料

受講者氏名 クラブ名

2026 年 2 月 2 日(月) ソラシティカンファレンスセンター

国際ロータリー第2750地区

ロータリー財団委員会

委員長 皆川 明良

目 次

委員会紹介と地区寄付目標	3
地区の支給方針	4
財団寄付額一覧と地区補助金支給限度額	6
地区補助金支給基準	8
地区補助金支給基準の留意点	12
青少年の旅行を含む活動について	13
オンライン申請書・報告書の作成方法	15
グローバル補助金支給基準	19
シェアシステムによる寄付金の配分	24
2024-25年度 DDF の利用状況	25
2024-25年度 DG の利用状況	26
2024-25年度の DG 事業一覧	29
地区とクラブの覚書 MOU	31
地区補助金 授与と受諾の条件	35
グローバル補助金 授与と受諾の条件	44
財団室ニュース 補助金関連ウェブページ	59

資金推進委員会

Fundraising subcommittee

私たちの委員会では、年次基金と恒久基金の地区目標に向けて、ロータリアンの皆さまへのご寄付のお願いを担当しています。更に、ポール・ハリス・ソサエティ、大口寄付、遺贈友の会と言ったご寄付への登録のお願いも行っています。またご寄付をいただきました皆さまへの認証のお手伝いもさせていただいているいます。

地区目標

1. 年次基金(シェア)への寄付 会員1名につき150ドル以上
2. 恒久基金(シェア)への寄付 1000ドルに達する寄付者(ベネファクター)
会員99名以下のクラブ 1名以上、会員100名以上のクラブ 2名以上
3. ポリオプラスへの寄付 会員1名につき30ドル以上
会員数は期首での会員数となります。寄付時点でのロータリーレートにご注意ください。
MyRotaryへの寄付目標の入力をお願い致します。

地区表彰

- 寄付総額上位3クラブ
年次基金一人当たりの平均寄付額上位3位までのクラブ
上記、地区目標3部門の達成クラブ(一人当たり平均で算出)

資金管理委員会

Stewardship subcommittee

資金管理委員会は、地区とクラブとの間で締結した MOU を管理すると共に、補助金管理セミナーを援助します。また、地区補助金(DG)の報告書をチェックすると共に、各クラブが地区補助金を使用するプロジェクトの計画・実行・報告書作成の一助となるチェックリストを見直し更新します。

補助金委員会

Grant subcommittee

私たちはクラブが地元社会や海外で様々な奉仕プロジェクトを実施するために地区補助金やグローバル補助金を提供することで支援しています。また、補助金事業を奨励することによってロータリー財団の存在意義、ロータリー財団への寄付の重要性を喚起しています。補助金支給のルールは毎年変更があります。最新のハンドブックをご参照ください。

■地区の補助金支給方針

第2750地区はより多くのクラブに補助金を利用いただくことを目指しています。他地区と比較しても補助金利用率は大変に高まりました。需要の増加に供給が追い付かなくなり、一昨年度は地区補助金が枯渇し、昨年度は地区補助金とグローバル補助金の両方が枯渇しました。

そのため、今年度は枯渇することが無いように両補助金の支給基準を大幅に見直しました。補助金利用機会を増やすため、地区補助金については枯渇時に打ち切るのではなく全クラブ均等に減額して支給することにします。地区補助金にはクラブ拠出金を事業総額の30%を必須にします。

■地区補助金とグローバル補助金のしくみ

① 地区補助金

3年前の年次寄付(シェア)の 47.5%が DDF(地区財団活動資金)として、地区にその配分が任されます。これに恒久基金(シェア)の運用益の 50%が加算されます。この合計額の 50%を上限として、地区補助金(DG)として使うことができます。ロータリー財団委員会では、この金額内で、各クラブから申請のあったプロジェクトに配分していきます。

＜例＞たとえば、3年前の年次寄付(シェア)が 750,000 ドルだったとしたら....。

(恒久基金運用益の50%は前年実績約7万7千ドル、前年度繰越金は約 7 万1千ドルでした)

(以下の数字は実際の金額に近い概数です)

3年前の年次寄付(シェア)	750,000 ドル	A
DDF として戻ってくる額	356,250 ドル	B (A × 47. 5%)
恒久基金(シェア)の運用益より	77,000 ドル	C
合計額	433,250	D (B+C)
DGとして使用できる金額	216,625	E (D × 50%)

私たちの地区ではこの金額を以下のプログラムに配分します。

DG1 クラブより申請のあった地区補助金プロジェクト

DG2 補助金管理セミナー

DG3 PBG向け補助金管理セミナー

DG4 その他地区が企画する事業

② グローバル補助金

戻ってきた年次寄付由来の DDF に、恒久基金の運用益の地区への配分額と前年度からの繰越金を足して、地区補助金分を差し引き、更にポリオプラスへの寄付と平和センターへの寄付を差し引いた金額がグローバル補助金(GG)の予算額となります。

DDF として戻ってくる額	356,250 ドル	B
恒久基金(シェア)の運用益より	77,000 ドル	C
前年度からの繰越金	71,000 ドル	F
合計額	504,250 ドル	G (B+C+F)
DG として使用する額	216,625 ドル	E
ポリオプラスと平和センターへの寄付	50,000 ドル	H
GGとして使用できる金額	287,625 ドル	I (G-E-H)

- GG1 グローバル補助金(7重点分野のプロジェクト)
- GG2 第 2750 地区ロータリー財団奨学生(4~5名)
- GG3 PBG 用ロータリー財団奨学生
- GG4 VTT 実施する年度のみ配分します。

③ DDF として資金が戻ってくる寄付

DDF として地区に資金が戻ってくる寄付は年次基金(シェア)と恒久基金(シェア)だけです。ロータリー財団への寄付は10種類以上ありますのでお気をつけください。今まで地区補助金のクラブ別支給上限はクラブの寄付総額により算定していましたが、2026-27 年度より年次寄付(シェア)の額を基準にして算定することにいたします。

資金の戻らない寄付の例： 年次基金(重点分野)、ポリオプラス基金、恒久基金(WF)、災害救援基金、その他

2023-2024年度 国際ロータリー第2750地区ロータリー財団寄付額一覧 (2026-27年度地区補助金支給限度額)

	クラブ名	会員数	年次基金		恒久基金	ボリオ・プラス	その他	寄付総額	補助金支給限度額			
			寄付金額	1人当りの額	寄付金額	寄付金額	寄付金額		基本	3部門	上乗	計
千代田	東京南	183	44,291.96	242.03	1,000.00	5,985.17	469.79	51,746.92	2,000		1,500	3,500
	東京芝	64	9,833.41	153.65	1,000.00	2,920.00	231.54	13,984.95	2,000	500		2,500
	東京新橋	47	8,315.13	176.92	1,000.00	1,501.68	308.72	11,125.53	2,000	500		2,500
	東京赤坂	52	9,695.23	186.45	0.00	1,599.00	1,050.00	12,344.23	2,000			2,000
	東京みなと	36	9,272.63	257.57	1,000.00	1,340.14	255.03	11,867.80	2,300	500		2,800
	東京麻布	15	1,373.71	91.58	0.00	0.00	0.00	1,373.71	1,000			1,000
	東京グローバル	17	2,617.11	153.95	0.00	708.61	0.00	3,325.72	2,000			2,000
	東京サンライズ汐留	14	2,410.00	172.14	1,000.00	473.00	67.11	3,950.11	2,000	500		2,500
銀座	東京銀座	178	40,782.43	229.11	12,000.00	5,985.86	0.00	58,768.29	2,000	500	1,500	4,000
	東京日本橋	196	32,795.84	538.43	2,000.00	6,259.20	0.00	41,055.04	2,900	500	1,500	4,900
	東京築地	61	9,396.27	154.04	0.00	1,654.28	369.06	11,419.61	2,000			2,000
	東京日本橋東	37	5,550.00	150.00	1,000.00	1,149.56	0.00	7,699.56	2,000	500		2,500
	東京中央	175	27,026.34	154.44	2,000.00	6,592.40	671.14	36,289.88	2,000	500	1,000	3,500
	東京日本橋西	42	6,750.00	160.71	1,000.00	1,370.03	154.11	9,274.14	2,000	500		2,500
	東京銀座新	75	8,034.48	107.13	1,000.00	440.14	0.00	9,474.62	1,000			1,000
	東京シティ日本橋	30	4,650.00	155.00	150.00	1,141.17	1,050.00	6,991.17	2,000			2,000
	東京中央新	60	13,353.89	222.56	1,000.00	4,501.10	100.00	18,954.99	2,000	500		2,500
	東京あけぼの	19	1,173.34	61.75	134.60	865.89	6.85	2,180.68	1,000			1,000
橋本	東京山王	37	7,596.83	205.32	1,006.71	1,477.06	1,385.57	11,466.17	2,000	500		2,500
	東京バリアフリー・マインド	18	636.94	35.39	0.00	781.16	0.00	1,418.10	1,000			1,000
	東京イマジンジョイナス	19	1,000.00	52.63	0.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000			1,000
	東京羽田	50	1,000.00	20.00	0.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000			1,000
	東京品川	36	11,050.00	306.94	1,000.00	1,310.00	0.00	13,360.00	2,300	500		2,800
	東京大森	32	5,163.34	161.35	1,000.00	925.48	0.00	7,088.82	2,900			2,900
	東京品川中央	25	7,824.50	312.98	1,000.00	780.00	68.03	9,672.53	2,900	500		3,400
	東京京園調布	33	3,518.38	106.62	0.00	119.12	0.00	3,637.50	1,000			1,000
	東京港南マリーン	9	900.00	100.00	0.00	25.48	0.00	925.48	925			925
	東京大崎	23	1,768.78	76.90	0.00	25.48	0.00	1,794.26	1,000			1,000
浜京	東京蒲田	63	9,450.00	150.00	1,000.00	1,920.00	0.00	12,370.00	2,000	500		2,500
	東京京浜	28	4,200.00	150.00	2,000.00	12.74	47.62	6,260.36	2,000			2,000
	東京京園調布緑	16	3,509.92	219.37	0.00	1,057.69	0.00	4,567.61	2,000			2,000
	東京白金	22	2,900.00	131.82	2,000.00	1,824.25	85.03	6,809.28	1,000			1,000
	東京高輪	19	3,000.00	157.89	0.00	827.76	0.00	3,827.76	2,000			2,000
	東京西	178	30,508.13	171.39	50,000.00	5,830.48	581.50	86,920.11	2,000	500	1,500	4,000
	東京城西	59	12,920.41	218.99	0.00	3,130.55	341.55	16,392.51	2,000			2,000
	東京西南	32	6,575.68	205.49	1,000.00	990.00	140.94	8,706.62	2,000	500		2,500
	東京原宿	12	2,733.24	227.77	0.00	597.50	0.00	3,330.74	2,000			2,000
	東京杉並	38	5,350.00	140.79	1,000.00	1,038.22	1,200.00	8,588.22	1,000			1,000
手東	東京神宮	29	6,116.32	210.91	0.00	982.46	0.00	7,098.78	2,000			2,000
	東京恵比寿	110	25,780.43	234.37	2,000.00	6,522.13	1,342.28	35,644.84	2,300	500	1,000	3,800
	東京広尾	30	7,792.39	259.75	1,000.00	1,273.65	102.74	10,168.78	2,300	500		2,800
	東京渋谷	34	9,632.32	283.30	1,400.00	1,666.52	335.57	13,034.41	2,300	500		2,800
	東京六本木	55	12,114.14	220.26	1,000.00	2,862.80	0.00	15,976.94	2,300	500		2,800
	東京愛宕	40	9,150.00	228.75	1,000.00	3,617.39	2,301.34	16,068.73	2,300	500		2,800
	東京インターナショナル ※								1,000			1,000
	東京世田谷	36	8,946.37	248.51	10,000.00	4,441.37	1,684.20	25,071.94	2,000	500		2,500
	東京目黒	32	15,856.74	495.52	0.00	1,038.22	0.00	16,894.96	2,900			2,900
	東京成城	12	1,227.53	102.29	0.00	0.00	40.26	1,267.79	1,000			1,000
西手	東京クロスシティ	92	16,464.36	178.96	1,000.00	3,061.97	0.00	20,526.33	2,000	500		2,500
	東京城南	9	1,000.00	111.11	0.00	0.00	0.00	1,000.00	1,000			1,000
	東京山の手	78	13,638.69	174.86	0.00	2,462.89	0.00	16,101.58	2,000			2,000
	東京成城新	27	6,050.00	224.07	0.00	944.00	161.04	7,155.04	2,000			2,000
	東京青山	22	5,429.16	246.78	0.00	1,579.67	136.05	7,144.88	2,000			2,000
	東京自由が丘	14	1,696.38	121.17	1,000.00	30.00	67.11	2,793.49	1,000			1,000
	東京米山友愛	34	6,101.43	179.45	0.00	112.74	1,470.00	7,684.17	2,000			2,000
	東京米山 E クラブ2750	36	4,441.28	123.37	0.00	82.80	0.00	4,524.08	1,000			1,000
	東京代官山	31	340.14	10.97	0.00	0.00	0.00	340.14	340			340

2023-2024年度 国際ロータリー第2750地区ロータリー財団寄付額一覧 (2026-27年度地区補助金支給限度額)

	クラブ名	会員数	年次基金		恒久基金	ボリオ・プラス	その他	寄付総額	補助金支給限度額				
			寄付金額	1人当りの額	寄付金額	寄付金額	寄付金額		基本	3部門	上乗	計	
多摩南	東京八王子	55	9,225.00	167.73	1,150.00	2,423.76	0.00	12,798.76	2,000	500		2,500	
	東京町田	62	10,350.00	166.94	3,000.00	340.14	0.00	13,690.14	2,000			2,000	
	東京日野	34	5,235.10	153.97	1,000.00	1,020.00	115.65	7,370.75	2,000	500		2,500	
	東京八王子西	105	17,600.00	167.62	0.00	1,251.85	362.42	19,214.27	2,000			2,000	
	東京町田中	24	1,150.00	47.92	0.00	0.00	0.00	1,150.00	1,000			1,000	
	東京八王子東	34	5,100.00	150.00	0.00	5,122.19	183.67	10,405.86	2,000			2,000	
多摩中	東京八王子南	78	11,850.00	151.92	1,000.00	2,892.88	0.00	15,742.88	2,000	500		2,500	
	東京町田サルビア	39	6,150.00	157.69	1,000.00	1,313.76	0.00	8,463.76	2,000	500		2,500	
	東京飛火野	21	6,900.00	328.57	1,000.00	1,186.37	0.00	9,086.37	2,300	500		2,800	
	東京町田東	28	4,050.00	144.64	0.00	100.00	0.00	4,150.00	1,000			1,000	
	東京八王子北	44	11,913.33	270.76	1,000.00	2,532.91	0.00	15,446.24	2,300	500		2,800	
	東京立川	118	18,858.15	159.81	2,000.00	130.00	0.00	20,988.15	2,000			2,000	
多摩東	東京小金井	40	6,000.00	150.00	1,000.00	3,507.43	0.00	10,507.43	2,000	500		2,500	
	東京国分寺	36	8,788.95	244.14	1,000.00	1,370.52	0.00	11,159.47	2,000	500		2,500	
	東京三鷹	39	14,901.35	382.09	37,611.71	4,926.83	2,100.00	59,539.89	2,600	500		3,100	
	東京昭島	47	10,200.00	217.02	1,000.00	3,338.39	248.32	14,786.71	2,000	500		2,500	
	東京国立	39	4,842.62	124.17	2,100.00	1,207.18	0.00	8,149.80	1,000			1,000	
	東京立川こぶし	94	15,295.17	162.71	1,000.00	3,049.40	0.00	19,344.57	2,000	500		2,500	
東京	東京井の頭	26	3,900.00	150.00	2,000.00	1,840.68	20.13	7,760.81	2,000	500		2,500	
	東京昭島中央	54	10,000.00	185.19	1,000.00	1,788.22	0.00	12,788.22	2,000	500		2,500	
	東京武蔵国分寺	45	9,473.44	210.52	1,000.00	1,690.14	161.74	12,325.32	2,000	500		2,500	
	東京小金井さくら	29	1,988.07	68.55	0.00	0.00	752.04	2,740.11	1,000			1,000	
	東京国立白うめ	17	1,800.00	105.88	0.00	712.24	34.25	2,546.49	1,000			1,000	
	Eクラブ 東京ピースウィング	21	1,306.86	62.23	0.00	2,612.74	6.71	3,926.31	1,000			1,000	
P	東京府中	50	3,000.00	60.00	1,000.00	2,190.60	167.79	6,358.39	1,000			1,000	
	東京調布	66	10,500.00	159.09	1,000.00	2,284.54	0.00	13,784.54	2,000	500		2,500	
	東京多摩	17	900.00	52.94	0.00	673.03	0.00	1,573.03	1,000			1,000	
	東京稲城	25	5,049.45	201.98	1,000.00	844.15	0.00	6,893.60	2,000	500		2,500	
	東京武蔵府中	36	6,450.00	179.17	0.00	1,299.92	0.00	7,749.92	2,000			2,000	
	東京たまがわ	18	3,048.70	169.37	1,000.00	571.95	0.00	4,620.65	2,000	500		2,500	
B	東京多摩グリーン	18	990.14	55.01	0.00	419.96	689.66	2,099.76	0			0	
	東京調布むらさき	66	9,906.14	150.09	1,000.00	5,588.46	155.03	16,649.63	2,000	500		2,500	
	東京iシティ	18	2,800.00	155.56	1,000.00	684.28	134.23	4,618.51	2,000	500		2,500	
	GUAM	47	9.55	0.20	500.00	0.00	0.00	509.55	509			509	
	SAIPAN	46	5,175.00	112.50	0.00	2,200.00	0.00	7,375.00	1,000			1,000	
	TUMON BAY	64	5,160.00	80.63	0.00	0.00	0.00	5,160.00	1,000			1,000	
P	NORTHERN GUAM	28	2,386.43	85.23	0.00	50.00	10.00	2,446.43	1,000			1,000	
	POHNPEI	15	180.00	12.00	0.00	600.00	25.00	805.00	805			805	
	PALAU	14	359.55	25.68	0.00	0.00	0.00	359.55	359			359	
	GUAM-SUNRISE	16	659.55	41.22	0.00	150.00	0.00	809.55	809			809	
	TRUK LAGOON	10	9.55	0.96	0.00	0.00	0.00	9.55	9			9	
	E-Club of Pago Bay Guam	25	9.55	0.38	0.00	410.00	0.00	419.55	419			419	
ロータリーアクト	中央大学 RA			198.68		0.00	204.08	0.00	601.44	1,000			1,000
	Rotaract Club of Marianas			156.00		0.00	0.00	0.00	312.00	1,000			1,000
	Rotaract Club of Saipan			0.00		0.00	102.00	0.00	102.00	500			500
	東京昭島 RA			6.62		0.00	0.00	0.00	13.24	500			500
	東京セントラル RA			6.62		0.00	0.00	0.00	13.24	500			500
	東京田園調布 RA			152.32		0.00	0.00	0.00	304.64	1,000			1,000
	東京恵比寿 RA			33.11		0.00	0.00	0.00	66.22	500			500
	東京府中 RA			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京銀座 RA			150.00		0.00	120.80	0.00	420.80	1,000			1,000
	東京八王子 RA			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京日野 RA			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京日本橋 RA			150.62		0.00	13.25	0.00	314.49	1,000			1,000
	東京西 RA			152.32		0.00	0.00	0.00	304.64	1,000			1,000
	東京オーキッド世田谷南 RA			66.23		0.00	85.81	0.00	218.27	1,000			1,000
	東京渋谷 RA			66.23		0.00	0.00	0.00	132.46	500			500
	東京品川 RA			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京品川中央 RA			0.00		0.00	0.00	0.00	0.00	0			0
	東京ビジョン RA			6.37		0.00	6.62	0.00	19.36	500			500
	東京ICU RA	※								500			500

2026-27 年度

■地区補助金支給基準

補助金委員会には、それぞれのクラブ担当の委員がおりますので、補助金の申請にあたってのご不明な点等がありましたら、担当委員に必ずご相談ください。

尚、担当委員は、プロジェクトが終了し、最終報告書が提出されるまで、サポートをさせていただきますので、プロジェクト進行上の問題等が起きましたら、遠慮なくご相談ください。

●次の3つの項目のいずれかに該当するクラブは、補助金支給の対象外とします。

1. 3 年前の年次基金への一人あたりの平均寄付額が 0 だったクラブ
2. 2026-27 年度の補助金管理セミナーを欠席したクラブ
3. 地区との MOU を締結していないクラブ

●1プロジェクトあたりの補助金支給基本額を以下の通りとします。

3年前年次基金合計が1, 000ドル以下 3年前の年次寄付総額を上限

3年前年次基金が1, 000ドル以上で一人あたり

150ドル未満	1, 000ドル
150ドルー250ドル未満	2, 000
250ドルー350ドル未満	2, 300
350ドルー450ドル未満	2, 600
450ドル以上	2, 900

3年前3部門達成 +500ドル上乗せ

年次基金、恒久基金、ポリオプラス寄付の 3 つの寄付額が地区目標をクリアしたクラブ

3年前年次寄付合計

2万ドルー3万ドル未満	+1, 000ドル上乗せ
3万ドル以上	+1, 500ドル上乗せ

例：クラブ人数 40 名、年次基金が 7,000 ドルで、一人あたり 175 ドル(地区目標一人あたり 150 ドル)、

ベネファクター1名 1,000 ドル、ポリオプラス 1,500 ドル(地区目標一人あたり 30 ドル)だった場合。

基礎額 2,000 ドル、3部門達成加算 500 ドル、年次寄付合計加算 0 ドル、合計 2,500 ドル

●クラブ合同プロジェクトの場合は、プライマリークラブの条件に準じます。補助金支給額の上限に上乗せはありません。

●ローターアクトクラブは以下の支給基準になります。

寄付ゼロ	なし
総額150ドル未満	500ドル
総額150ドル以上	1000ドル

年次寄付一人あたりが150ドルを超える場合はロータリークラブに準じる。

(参考:国際的な表彰対象はローターアクトクラブ総額100ドル以上)

●新設クラブについて。

新設クラブについての上限は年次基金150ドル未満と同額	1000ドル
新設ローターアクトクラブの上限は総額150ドル未満と同額	500ドル

●補助金支給の条件と注意点

1. クラブが主催または共催するプロジェクトで、ロータリアン・ローターアクターが積極的、直接的に参加するプロジェクトに限ります。
2. クラブ拠出金の金額はプロジェクト総額の30%を計上してください。実施時に事業総額が減少した場合も30%のクラブ拠出金を維持してください。
3. プロジェクトの実施は、2026年8月1日以降とします。尚、プロジェクトの最終実施日は2027年4月30日までとします。この実施期間以外の費用の支出はできません。
4. 上記の金額はあくまでも上限を設定した金額ですので、ご自身のクラブの補助金支給の上限金額をご確認の上、必要とされる補助金金額を申請してください。
5. 補助金を使用するプロジェクトを行なう際には、必ず報道機関、クラブ会報、ウェブサイト等で広報をしてください。
6. 補助金申請の際には、一旦、ドル換算をしていただき、ドル申請とさせていただきます。その際の換算レートは、2026年4月のロータリーレートとします。尚、支給に際しては、承認をしたドル金額を申請時のレートでクラブが指定した口座に振り込みます。枯渇による減額の無い限り申請時と同額になります。
7. プロジェクト終了後、1か月以内に最終報告書を提出してください。
8. 「ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金の授与と受諾の条件」(参考資料ページ参照)を必ず遵守してください。また、後述の「2026-27年度 2750 地区の補助金支給条件の留意点」の支給基準にも留意してください
9. 地区補助金の申請は1クラブ1件とします。但し、クラブ合同プロジェクトでプライマリークラブでは無いクラブは、別途他の地区補助金申請が可能です。

●申請受付期間は以下の通りとします。

受付期間:2026年4月1日(水)～5月15日(金)

※申請期間が45日間に短縮されました。

●オンライン申請時の添付書類は以下の通りとします

1. 宛先がクラブ名の見積書
2. 受益者が団体の場合や協力団体がある場合は、その団体の概要が分かる資料(パンフレット等)
3. 残高が0円の補助金専用通帳のコピー

(普通預金口座は2月と8月に利息が入金されますのでご注意ください)

※オンライン申請については、参考資料ページ参照

●申請書で使用する換算レートは以下の通りとします。

申請書で使用するドル円換算レートは、2026年4月のロータリーレートで固定します。

●申請書の審議は以下の通りとします。

1. 毎月1回開催される補助金委員会で審議します。
2. 前年度に地区補助金を申請されたクラブで、審議日までに最終報告書が提出されていないクラブは、最終報告書が提出された後に承認とします。尚、申請締め切りの5月15日までに提出されなかった場合は、取り消しとなりますので、ご注意ください。

●申請後にプロジェクト総額が変更になった場合は、以下の通りとします。

1. プロジェクト総額の増額については、クラブ拠出金の増額で対応してください。
 2. プロジェクト総額の減額については、クラブ拠出金の減額はできません。補助金を返金します。
- 残金が100ドル以上の場合は地区に残金全額を返金してください。残金が100ドル未満の場合は、クラブ会計のニコニコに繰り入れる処理をしてください。
- 地区の返金口座が2025年7月より変更になりましたのでご注意ください。

三菱UFJ銀行 五反田支店(店番537) 普通預金 口座番号 0957733

国際ロータリー第2750地区 補助金委員長 勝山 宏則

コクサイロータリーダイニセンナナヒヤクゴジユウチク ホジョキンインチヨウ カツヤマ ヒロノリ
(旧銀行口座 三井住友銀行 渋谷支店 は使用できません)

●プロジェクト内容変更については、以下の通りとします。

申請後にプロジェクトの内容が大幅に変更になった場合は、原則として変更は認めません。この場合、プロジェクト中止になり、補助金は返金していただきます。返金時の振込手数料は費用計上できます。中止の理由と決算を報告していただきます。

但し、補助金委員会と資金管理委員会が変更の理由を正当と認めた場合を除きます。この場合、変更理由書(書式自由)の提出が必須となります。

●ロータリー財団が定めたルールにより、以下の目的には地区補助金が適用できません。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的、または過度の支援。
2. 土地、及び建物の購入。

3. ファンドレイジング(募金)活動。(募金活動が付随していても良いが、募金活動そのものに補助金を使用することは不可)
4. 地区大会、創立記念式典などのロータリー行事に関連する経費。
5. 人道的活動、または教育的活動に直接関連していない広報。
ロータリー、地区・クラブの広報や PR が目的のものには地区補助金を利用できません。
補助金資金を使う活動・経費は、ロータリーの広報目的ではないことをご確認ください。
6. 1,000 ドルを超えるプロジェクトの標識(ロータリーの盾、ロゴ、ステッカー、看板等)。
7. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
8. 受益者や協力団体への使途無指定の寄付。
→使途指定の現金寄付を行なった場合は、協力団体の情報、購入品や設置場所の写真、購入した全ての品の領収証のコピーを添付した協力団体からロータリー(ローター・アクト)クラブ宛ての領収証が必要。
9. すでに進行中、または完了した活動と経費。
10. 受益者から費用を徴収する行事。
11. ロータリアン、ローター・アクト、ロータリークラブ、ローター・アクトクラブ、ロータリー関係組織、ロータリーの職員、更にこれらの全ての者の配偶者、直系卑属、直系卑属の配偶者に直接利益をもたらすこと。

●青少年交換学生を支援するプロジェクトを計画する場合の留意点は、以下の通りです。

1. 補助金対象となる費用
青少年交換学生の経費(国内旅行、活動費、学用品費等)
 2. 補助金の認められない費用
青少年交換学生の生活費(食費、小遣い等)、引率するロータリアン・ローター・アクトの経費、ホストファミリーに対する支払。
- 注意: 1) RI 第 2750 地区では、独自のルールとして、RYLA に対する補助金には適応できません。インター・アクトの奉仕プロジェクトのための補助金申請をする場合は、スポンサークラブの申請としてカウントします。
- 2) 青少年交換学生がロータリアンの直系卑属の場合は適用外となりますので、特にご注意ください。

●青少年(未成年)の、「(距離にかかわらず)宿泊を含む旅行」「(宿泊を含むかどうかにかかわらず)移動距離が 150 マイル(約 241km)以上の旅行」「国境をまたぐ旅行」のいずれかが含まれるプロジェクトがある場合は、ロータリー財団担当部署へ確認が必要なため、別紙「青少年の旅行_追加の質問」への回答と提出が必要です。またオンラインセミナーの受講が必須です。

2026-2027 年度

■2750 地区の補助金支給条件の留意点

1. ロータリー財団の運用ルール変更に伴い、従来と変更になった点、補助金プロジェクトの持続可能性を強調するロータリー財団の理念により「特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的支援はできません」

- ①2年続けて同じ対象には支給できません。
- ②プロジェクト内容を変えても同じ対象に対しては、補助金は支給できません。
- ③従来認められていた生徒が入れ変わる学校も2年続けては支給できません。
- ④上記の地域社会の範囲は、市町村となります。

2. 諸手続きについて

- ①協力団体(NPO 法人、行政など)に代金を支払い製品やサービスを購入してもらい受益者に寄贈する場合、協力団体が製品等を購入した際の領収書写しが必要です。
- ②補助金報告書に添付する支払いの証憑は、領収書を基本としますが、請求書と振込記録両方が揃えば承認します。
- ③プロジェクトのすべての入出金は、補助金専用口座にて行ってください。クラブの他の会計口座と混用しないでください。
- ④申請時と実施時において、受益者や費用の使途等を変更することはできません。
状況の変化等がありましたら事前に補助金委員に相談をお願いします。
- ⑤受益者およびプロジェクトに関わる費用の支出先にロータリアン・ローター・アクターやその親族・所属する団体や会社等が含まれないようにしてください。
- ⑥銀行利息が入金された場合は「クラブ拠出金」としてではなく「その他収入」として計上してください。
- ⑦予算時に予測できなかった銀行振込手数料については計上可能です。

申請時に必要な書類

1. オンライン上の申請書入力項目
2. 受益者が団体の場合や協力団体がある場合、その団体の資料(オンラインファイル添付資料)
3. 見積書(オンラインファイル添付資料)
4. 補助金専用口座の通帳のコピー(表紙と残高ゼロのページ)(オンラインファイル添付資料)

報告時に必要な書類

1. オンライン上の報告書入力項目
2. 広報資料等が必要となります(オンラインファイル添付資料)
例: 新聞記事、受益者ウェブサイトの掲載、寄贈品に貼付のクラブ名プレート、受益者からの感謝状
クラブ週報、各種 SNS、※リンクではなく PDF にして添付してください。
3. 金銭出納帳(オンラインファイル添付資料) 但し、通帳により明細がわかる場合は不要

※オンラインの場合、2、3の書類は添付ファイルでアップロードしてください。

※添付できるファイル形式は、PDF、JPG、PNG のみです。ワード、エクセル、ZIP その他は不可。

青少年の旅行を含む活動について

RI 方針とオンラインセミナー受講

参加者の安全を守るために所定の方針に従う必要があります。ロータリー章典 2.120.3. 「青少年の旅行および宿泊」、成人参加者の選考や危機管理等について 2.120.4.「クラブと地区の要件」をご参照ください。ロータリー章典 <https://my.rotary.org/document/rotary-code-policies>

2.120.3. 「青少年の旅行および宿泊」の 2 について

- 青少年参加者は、親または保護者と相談の上、性別アイデンティティやその他のニーズに対応するための特別な手配がされていない限り、同年代かつ同性の他の青少年参加者と部屋を共有することが求められます。
- ロータリーは、宿泊中に青少年がベッドを共有することを強く禁止しています。
青少年は、各生徒参加者の両親または保護者から明示的かつ書面による許可が得られた場合のみ、同性の他の青少年と同一のベッドで宿泊させることができます。書面による許可が得られていない生徒については、ロータリーのポリシーに準拠するため、単室(single room)での宿泊施設に滞在します。
- 青少年参加者は、他の青少年とのみ部屋を共有し、成人の世話役(付き添い)とは共有しないこと。
成人の世話役(付き添い)は、近くの部屋で宿泊し、定期的な確認を行うことが推奨されます。これにより、プライバシーを確保しつつ安全性を維持できます。(青少年参加者の状況に応じて、成人の世話役(付き添い)は、両親／保護者と青少年参加者本人の双方の許可を得た場合のみ、青少年参加者と同じ部屋に滞在することが可能です。)

2.120.4.「クラブと地区の要件」の 3 について

児童学園の職員のみに監督を任せのではなく、ロータリアンの成人／ボランティアも旅行の監督を行うべきだと提案します。

また、未成年参加者と一緒に活動するロータリー会員は、My ROTARY の「青少年の保護」ページ、「ロータリー青少年保護の手引き」を確認し、「青少年プログラム参加者の保護」(オンラインコース)を受講しておくようお願いいたします。

- [My ROTARY「青少年の保護」](#)
- [ロータリー青少年保護の手引き\(PDF\)](#)
- [青少年プログラム参加者の保護](#)

※ラーニングセンターでのオンラインコース。My ROTARY へのログインが必要

20 - 年度 地区補助金利用申請について追加の質問

下記項目についてこの文書への追記をしてご回答を宜しくお願ひします。

記入日： 年 月 日

ロータリークラブ名：

記入者氏名：

役職名：

青少年(未成年)の、

- ・国境をまたぐ旅行
- ・(宿泊を含むかどうかにかかわらず)移動距離が 150 マイル(約 241km)以上の旅行
- ・(距離にかかわらず)宿泊を含む旅行

上記いずれかが含まれるプロジェクトでは、旅行について担当部署への確認が必要なため、大変恐れ入りますが下記の質問事項へご回答をお願いいたします。

《質問事項》

1. 青少年参加者の年齢は何歳ですか。
2. 青少年参加者は何名ですか。
3. 世話役(付き添い)となるのは誰ですか。また、何名の成人が世話役を務めますか。
4. 活動の期間はどのくらいですか。
5. 参加者の自宅(地元)から活動の場所へのおおよその距離(km)はどのくらいですか。
参加者が地区外および／または国外へ行く場合、どの地区または国に行く予定ですか。
6. 宿泊の形式はどのようなものですか。また、誰が参加者のホストとなりますか。ホストファミリーが手配される場合、各家庭に何名の参加者が滞在する予定ですか。(ホテル等の施設に滞在するか、ホームステイか／同じ部屋に何名泊まるか／付き添いの大人は同室か別室か、等)
7. 未成年参加者と一緒に活動するロータリー会員は、My ROTARY の「青少年の保護」ページ、「ロータリー青少年保護の手引き」を確認し、「青少年プログラム参加者の保護」(オンラインコース)を受講完了しましたか。

以上

オンライン申請書・報告書の作成方法

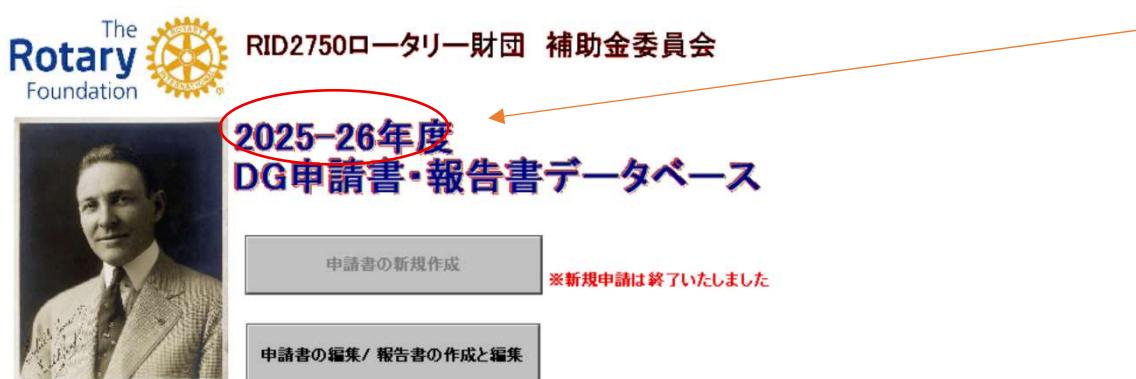
システムへのログイン

オンライン申請及び報告は、下記のサイトにアクセスします。

<https://rid2750.org/trf/>

「補助金委員会-Grants Sub Committee」のページで「2025-26 年度 DG オンライン申請システム」をクリックしてください。

ログイン画面が表示されます。クラブに配布される ID とパスワードを入力し、ログインします。



新規作成の場合

「新規作成」ボタンをクリックします。新規作成は1年に1回だけです。

次回からは申請書の編集／報告書の作成と編集ボタンをクリックして、一覧表よりクラブを選択して編集継続をしてください。

ユーザー入力提出日を記入してください。

2024-25年度地区補助金申請用 (2024年4月1日～5月31日)	
クラブ名	提出日 (自動記録) : 2024/4/22 01:30:49
ロータリークラブ	グループ: *選択してください* クラブ名: *選択してください* 担当委員: 自動入力されます
プロジェクト名	
実施場所	
期間 (西暦)	予定開始日: [入力欄] ~ 予定終了日: [入力欄] ※日付は年/月/日の形式でご入力ください

グループを選択すると、グループ所属のクラブ名が表示されます。クラブ名を選択すると、担当者名も自動的に入力されます。



申請書
2024-25年度地区補助金申請用 (2024年4月1日～5月31日)
Keisuke Shimatani 提出日(自動記録) : 2023/12/22 01:43:28 ユーザ入力提出日 : _____

ロータリークラブ	グループ: *選択してください*	クラブ名: *選択してください*	担当委員: 自動入力
プロジェクト名	*選択してください*		
実施場所	千代田 G 麹町・日本橋 G 京浜 G 山の手東 G		
期間 (西暦)	予定開始 月/日の形 2024/01/01	～ 予定終了日 : _____	※日付は年/月/日
プロジェクトの概要	1. このプロジェクトで何をします。 2. このプロジェクトの恩恵を受ける人々の数はどのくらいですか。 3. プロジェクトの受益者は誰ですか、またどのような恩恵を受けますか。		

データを入力します。プロジェクトのための収入合計額、プロジェクト支出合計額及びプロジェクト総予算 (U \$ 換算) は、は自動的に計算されます。



収支予算書 使用通貨 = JPY

収入源	通貨	金額
1. 地区補助金申請額	JPY	0
2. クラブ提出金	JPY	0
3. その他の資金(具体的に記入)	JPY	0
1)	JPY	0
2)	JPY	0
3)	JPY	0
4)	JPY	0
5)	JPY	0
プロジェクトのための収入合計額	JPY	0

支出 (具体的にお書きください。) 使用通貨 JPY 為替レート110=1米ドル

予算項目	業者名	通貨	金額
1.		JPY	0
2.		JPY	0
3.		JPY	0
4.		JPY	0
5.		JPY	0

見積書やチェックリスト、資料などの添付ファイルのアップロード

「ファイルの選択」ボタンをクリックし、添付するファイルを一つ選択します。複数選択はできません。

●アップロードファイル※必ずPDFにしてアップロードしてください ファイルが選択されていません

※アップロードを行ったら、下記にチェックを入れてください。また、ファイル名の先頭に「申請-」と入れてください。

- ①見積書 (必須)
- ②補助金専用口座通帳コピー (必須)
- ③受益者資料
- ④参加団体資料
- ⑤その他

※アップロードファイルは、画面の一番下に表示されます。

ファイルを選択するとファイル名が表示されますので、「保存」をクリックしてください。

アップロードされると、画面最下部に表示されます。

複数ファイルを添付するにはこの作業を繰り返してください。

●アップロードファイル※必ずPDFにしてアップロードしてください 申請-預金通帳.pdf

※アップロードを行ったら、下記にチェックを入れてください。また、ファイル名の先頭に「申請-」と入れてください。

- ①見積書（必須）
- ②補助金専用口座通帳コピー（必須）
- ③受益者資料
- ④参加団体資料
- ⑤その他

※アップロードファイルは、画面の一番下に表示されます。

申請書の提出

入力が終了したら、「提出」を選択します。

●チェック項目

※下記の各項目を確認し、該当する項目で「○」を選択してください。

①2024-25年度に地区補助金（DG）を使用した場合、その報告書は提出済みである	<input type="checkbox"/>
②見積書の宛先はクラブ名になっている。	<input type="checkbox"/>
③2025年4月のロータリーレートを記入している。	<input type="checkbox"/>
④開始日～終了日は8月1日～翌年4月30日の範囲である。	<input type="checkbox"/>
⑤合同プロジェクトを除き、同年度中の申請はこの1件だけである	<input type="checkbox"/>
⑥受益者が団体の場合、概要が知れる資料（パンフレットなど）を添付してある	<input type="checkbox"/>
⑦補助金管理口座は専用口座であり、残高はゼロ（0）となっている。	<input type="checkbox"/>
⑧前年度と異なるプロジェクトである。また受益者も異なるプロジェクトである。	<input type="checkbox"/>
⑨受益者は、ロータリアン、その親族、関係者以外の者になっている。	<input type="checkbox"/>
⑩プロジェクトには、募金活動（チャリティ活動、資金集め等）を含んでいない内容の申請である。	<input type="checkbox"/>
⑪プロジェクトに関わるロータリアンの経費（交通費、入場料、食費等）は見積から除外されている。	<input type="checkbox"/>
⑫支出先業者にロータリアン及びその家族の経営又は勤務する会社等を含まない。	<input type="checkbox"/>
⑬プロジェクト広報のための経費は見積もりから除外されている。	<input type="checkbox"/>

●すべての必要情報が揃いましたら、下記の「提出」を選択して保存してください。

※保存ボタンは、画面のトップにあります。

すべての入力が終了したら、画面上に戻り「保存」ボタンをクリックし、「閉じる」をクリックします。これで申請が完了します。



再編集と報告書作成

既に入力・登録したものは一覧表にデータが表示されます。

修正する場合は、保存されている入力データを選択して「編集/開く」ボタンをクリックします。

新規作成 編集/開く 保存 閉じる

アクセス者: Keisuke Shimatani/ ●ユーザデータ作成日: 2023/12/22 01:50:35/ ●ユーザ最終保存日: 2023/12/22 01:50:35

ロータリー財団地区補助金(DG)申請書
R 1 2 7 5 0 地区 補助金委員会

申請書

承認番号: [status]

申請書
2024-25年度地区補助金申請用 (2024年4月1日~5月31日)
Keisuke Shimatani 提出日(自動記録): 2023/12/22 01:50:35 ユーザ入力提出日: [] ※日付は年/月/日の形式でご入力ください

ロータリークラブ グループ: 山の手西 G クラブ名: 東京山の手RC 担当委員: 山崎

プロジェクト名 非営利団体との共催事業

実施場所

期間(西暦) 予定開始日: [] ~ 予定終了日: [] ※日付は年/月/日の形式でご入力ください

プロジェクトの概要
1. このプロジェクトで何をしますか。

↓

新規作成 編集/開く 保存 閉じる

アクセス者: Keisuke Shimatani/ ●ユーザデータ作成日: 2023/12/22 01:50:35/ ●ユーザ最終保存日: 2023/12/22 01:50:35

ロータリー財団地区補助金(DG)申請書
R 1 2 7 5 0 地区 補助金委員会

申請書

承認番号: [status]

申請書
2024-25年度地区補助金申請用 (2024年4月1日~5月31日)
Keisuke Shimatani 提出日(自動記録): 2023/12/22 01:50:35 ユーザ入力提出日: [] ※日付は年/月/日の形式でご入力ください

ロータリークラブ グループ: 山の手西 G クラブ名: 東京山の手RC 担当委員: 山崎

プロジェクト名 非営利団体との共催事業

↓

グループ別

グループ名 クラブ名	プロジェクト名	開始日	終了日
▼PBG Guam-Sunrise RC	防風林植樹プロジェクト	2021/07/12	
▼京浜G 東京高輪RC 東京田園調布RC	大田区子ども食堂への保存食品・保健衛生用品などの支援	2020/09/30	
東京品川RC 東京品川中央RC	品川区のひとり親世帯と子ども食堂	2021/03/31	
東京大崎RC 東京白金RC	川の石から岩塗の具を作るワークショップ	2020/12/06	
東京アスリートRC	バスケットボール体験授業		
東京アーバンRC	視覚チャレンジャー(障害者)に香り・においのある絵本を届ける	2021/04/30	
▼銀座・日本橋G 東京銀座RC	特定非営利法人農スクールのコミュニティエア整備等の支援	2020/11/30	
東京中央新RC 東京山王RC	ひとり親家庭の子供たちへの野菜ボックスギフトプロジェクト	2020/08/30	
東京あけぼのRC 東京銀座新RC	「ウイルスに負けない」衛生用品プレゼント	2020/12/25	
東京中央RC 東京日本橋RC	あけぼのテラスガーデン体験イベント	2020/12/13	
東京日本橋RC 東京シティ日本橋RC	樟原村銀次郎地区植樹プロジェクト	2021/04/30	
東京成城新RC	チャリティーコンサート Dream7	2021/03/31	
東京米山口一タリーエクラブ2750	心をつなぐPJ 福島講戸小学校同窓会と聖火リレー応援	2021/03/27	
東京山の手西G 東京成城新RC	日本橋中学校への教育支援(ドイツ国際平和村の紹介)	2020/11/20	
東京米山口一タリーエクラブ2750 医療物資N95支援プロジェクト	新型コロナ感染症防止対策とコロナのため室内にて体を動かす任天堂の機材を寄贈	2021/02/28	
東京山の手西G 東京成城新RC	医療物資N95支援プロジェクト	2020/12/31	
www.acj.ne.jp/2750/dg2750-202021.nsf/dd3768f219ed64cc4925844e003690be/5185a13957d4ff47492585d80057b8c7?OpenDocument		2021/04/30	

※報告書は、申請書の後にあります。「編集/開く」ボタンで編集モードにして入力してください。

※報告書の承認は表示がありません。「クラブ様と担当委員のやりとり」欄に承認日を記載します。

2026-27 年度

■グローバル補助金支給基準

補助金委員会には、グローバル補助金の専門チームを配置しています。

グローバル補助金を申請される際には、このグローバル補助金専門チームに必ず DDF の申請をする前に連絡をとり、事前の打ち合わせをしてください。当地区専用の「DDF 申請フォーム」が第2750地区ウェブサイトよりダウンロードできます。グローバル補助金担当者は、プロジェクトの立案、資金計画、申請書の作成方法等のアドバイスをさせていただきます。

グローバル補助金の利用申請件数の急増のため、昨年度は GG 原資が枯渇しました。そのため、長期間変更のなかつたグローバル支給基準を大幅に変更しました。

●次の 3 つの項目のいずれかに該当するクラブは、補助金支給の対象外とします。

1. 3 年前の年次基金への一人あたりの平均寄付額が 0 だったクラブ
2. 2026-27 年度の補助金管理セミナーを欠席したクラブ
3. 地区との MOU を締結していないクラブ

●グローバル補助金の対象となるプログラムの条件

1. 7 重点分野の一つ以上に関連しているプロジェクトであること

- 1) 平和構築と紛争予防
- 2) 疾病予防と治療
- 3) 水と衛生
- 4) 母子の健康
- 5) 基本的教育と識字率向上
- 6) 地域社会の経済発展
- 7) 環境の保全

2. 持続可能なプロジェクトであること

補助金終了後も地域社会の人々が自力でニーズに取り組めるよう支援することによって長期的な解決策をもたらすこと

3. 測定可能なプロジェクトであること

評価に用いる基本データを記録し、少なくとも 3 年間どのような変化がもたらされたかを具体的に示せること

4. プロジェクト終了後 2 ヶ月以内に最終報告書を提出すること

5. 中間報告をすること

プロジェクト期間は 1 年以上でも問題ないが、12 ヶ月毎に中間報告書を提出する必要があります。(補助金の支払日を起算として 12 ヶ月以内に提出する)

6. 「ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金授与と受諾の条件」を遵守すること

7. プロジェクト総額が 30,000 ドル以上であること

●補助金について

グローバル補助金は WF(国際財団活動資金)と DDF(地区活動資金)からの補助金の両方から受け取ることができます。

ロータリー財団からの補助金(WF 国際財団活動資金)

それぞれの地区からの DDF に対しては 80%の割合で支給されます。WF の最高授与額は 400,000 ドルです。WF の最低授与額は廃止されました。尚、プロジェクト実施国側の最低拠出金に関する制約はありません。

地区活動資金(DDF)からの補助金

グローバル補助金にはロータリー財団からの補助金(WF)だけでなく、地区の DDF からグローバル補助金用の予算も使うことができます。申請はまず、地区補助金委員会に連絡し、オンライン申請入力後、PDF 化して補助金委員会宛てに提出してください。また、可能な限り見積書のコピーを添付して下さい。
注:クラブから提出された DDF からの補助金申請が補助金委員会で承認されていない場合は、本申請の承認ができませんので、ご注意ください。

申請受付期間 2026 年 3 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日

※年度ごとに申請条件が変わる可能性があります。申請書(ドラフト)作成はいつでも行えます。

支給額

RI 第 2750 地区内のクラブがプライマリースポンサー(インターナショナルスポンサー又はホストスポンサー)になるプロジェクトの場合は、各プロジェクトへの DDF 交付額はクラブの拠出金の最大5倍となります。1件につき 15,000 ドルを上限としますが合同プロジェクト等プロジェクト内容、規模によっては上限を上回る(上限は 25,000 ドル)場合もあります。また、地区内のクラブがプライマリースポンサー以外の協力クラブ(協同提唱者)としてプロジェクトに参加する場合は、DDF はクラブ拠出金1倍まで(上限は 10,000 ドル)となります。

●グローバル補助金の申請について

地区 DDF を使用する場合は、DDF 利用申請書を提出し確認をもらってから、マイロータリーの補助金センターでオンライン申請します。GG 申請書(ドラフト)を作成したら PDF で出力して補助金委員会に提出して下さい。オンライン申請はクラブのプロジェクト担当者が直接入力する必要があります(補助金委員会での入力代行はできません。但し入力方法のアドバイスは致します)。DDF 使用の場合はガバナー、地区ロータリー財団委員長の署名(チェック)が必要です。

●グローバル補助金の申請の際に現地調査が義務付けられました。

2018 年 7 月 1 日より、グローバル補助金の申請には、現地調査を行なうことが義務付けられました。この現地調査を行なうことによって、プロジェクトを行なう際に最も重要なニーズを知る必要があります。この現地調査は、実施国側のロータリークラブでも援助国側のロータリークラブでも、どちらが行なって構いません。基本的には、経費の関係からも実施国側のロータリークラブに行なっていただく方が良いかと思います。

この現地調査の方法として、「フォーラム(住民会合)の開催」「アンケート調査の実施」「インタビュー調査の実施」「フォーカスグループ(座談会)の開催」「地域リソース調査の実施」「マッピング調査の実施」の 6 つの方法があります。数人の地元関係者と話をするだけでは、地域社会のニーズを理解することができません。しっかりと調査を是非行ってください。

「現地調査の方法」並びに、調査結果の報告用の「地域社会調査の結果フォーム」につきましては、地区ロータリー財団委員会のホームページ(<https://rid2750.org/trf/>)でご確認ください。

●申請受付期間の中断

2026 年 3 月 1 日から随時申請可能となります。第2750地区の DDF が枯渇した場合、ロータリー財団の WF がなくなった場合は受付終了となります。

●グローバル補助金のながれ

申請(地区 DDF を使用する場合は補助金委員会の承認が必要です)

- ①補助金委員会に相談
 - ②補助金委員会に DDF 利用申請書を提出
 - ③マイロータリーで GG 申請書(ドラフト)を作成する。これを PDF ファイルにして提出
 - ④地区補助金委員会で DDF の使用承認
(地区 DDF を使用する場合はガバナー、地区ロータリー財団委員長が署名を行う)
 - ⑤ロータリー財団本部の職員が申請内容を確認
(不足資料がある場合はロータリー財団職員より直接プロジェクト担当者に連絡があります)
 - ⑥ロータリー財団本部の承認
(提唱者に承認の通知、支払方法の連絡があります)
- ※ロータリー財団本部が申請に必要な情報を受理した時点から承認まで約 4 週間かかります。
尚、申請後 6 ヶ月以内に承認されない場合、申請は取り消されます。
④以降は提唱者(クラブ)とロータリー財団本部の直接のやり取りとなります。

支払

- ①提唱者が銀行口座情報を提出、同意書に署名、クラブ拠出分を支払う。
 - ②ロータリー財団本部からの補助金の支払い。
- ※ロータリー財団本部が銀行口座情報、署名済みの契約書、クラブ／地区からの拠出分を受理した時点から補助金の支払まで約 2～4 週間かかります。

報告

- ①提唱者がプロジェクト終了迄 12 ヶ月毎にオンラインで中間報告書を提出。最終報告書はプロジェクト終了後 2 ヶ月以内。
- ②ロータリー財団本部職員が内容を確認(不足情報があればロータリー財団職員より直接プロジェクト担当者に連絡があります)
- ③適切な最終報告書が受理された時点で補助金プロジェクトが終了となります。(プロジェクト完了の連絡が提唱者に送付されます)

●その他の注意事項

- ①クラブは同時に1件のプロジェクトのプライマリースポンサー(代表協同提唱者)になることができます。プロジェクトが終結(最終報告書がTRFに受理された後)すればカウントの対象外です。また、プライマリースポンサー以外(協同提唱者)の場合は2件までです。ただし、ロータリー財団奨学生のスポンサークラブになる場合はカウントしません。
- ②補助金はプロジェクト毎に専用口座を開設し管理する必要があります。(無利息型の口座を推奨、残高をゼロにすることにより再利用は可能)補助金の受領や業者への支払い等、全て当該口座より行って頂きます。補助金の使用が終了した後、通帳は10年間保存する必要があります。
- ③グローバル補助金の総予算額は30,000ドル以上になります。この最低支給限度額に満たない場合は対象外になります。なお、WFからの支給額の上限は400,000ドルです。
- ④グローバル補助金では、評価に用いる基本データを記録し、少なくとも3年間どのような変化がもたらされたかを具体的に調査をしなければなりません。ロータリー財団からの監査が入る場合がありますので、プロジェクト終了後3年間の調査結果を必ずクラブで保管してください。

●グローバル補助金の構成の例

例： グローバル補助金 予算額3万ドルの場合

クラブ・地区・他		現金	DDF	WF予定額
実施国	RIDxxxx		1,000	800
援助国	RID2750		14,000	11,200
	○○RC	3,000		
合計		3,000	15,000	12,000
総合計		30,000		

WFの予定支給額：DDFの80%、現金拠出額に対しては0%

現金拠出には手続き費用として5%の追加が必要

(情報研究会 ロータリー財団ハンドブックより)

●DDF 申請書（エクセル形式）

国際ロータリー第2750地区

グローバル補助金DDF申請書

年 月 日

クラブ名			
連絡担当者名		携帯番号	
	メールアドレス		
事業名称			
実施場所			
事業概略			
実施国クラブ	地区	クラブ名	
援助国クラブ	地区	クラブ名	
事業全体予算			
自クラブ拠出金		DDF希望額	

第 2750 地区ウェブサイト ロータリー財団委員会ページ よりダウンロード可能。

<https://rid2750.org/trf/>

シェアシステムによる寄付金の配分

2026年1月作成
RID2750

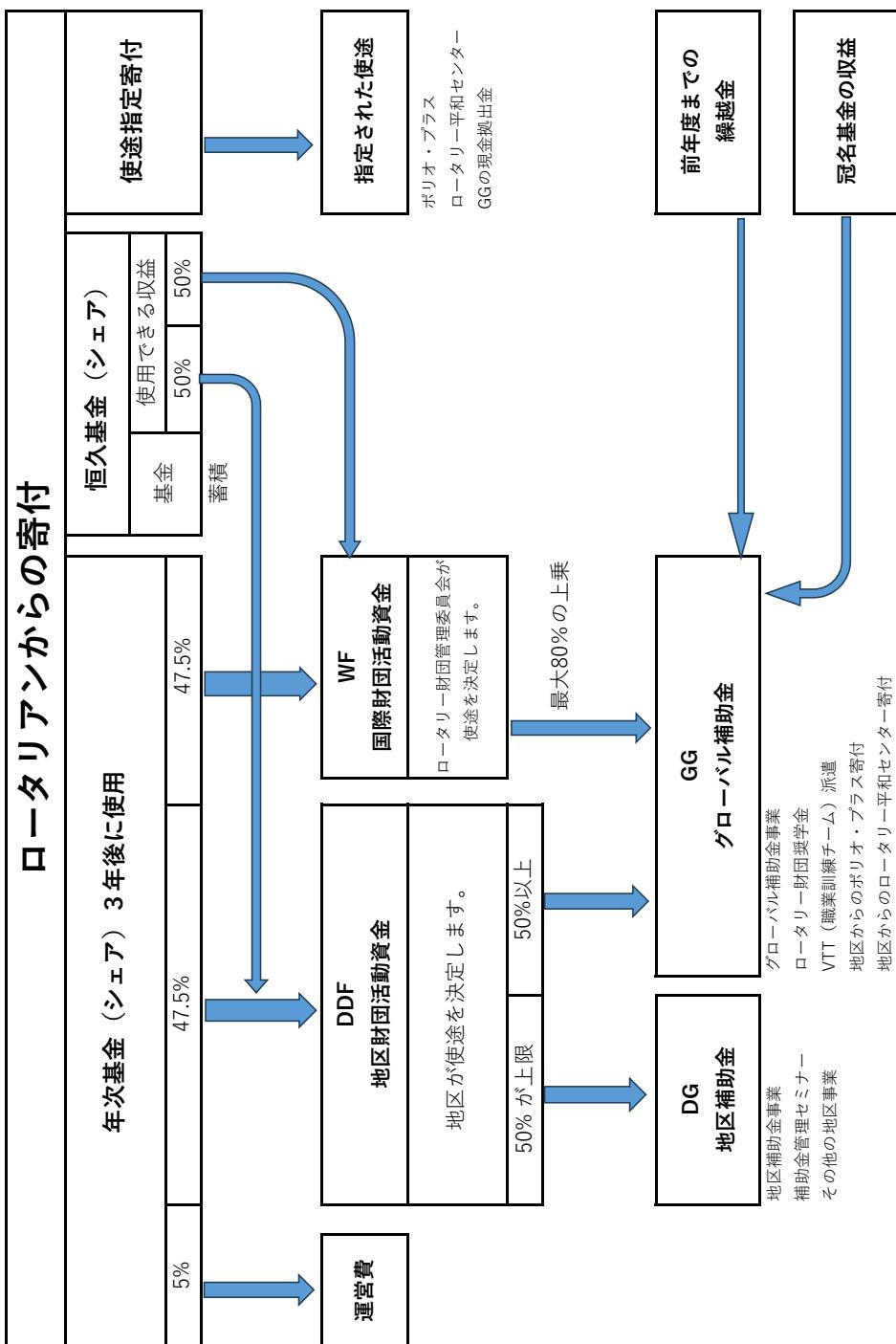
年次基金（シェア）の寄付は3年間運用され元本部分が47.5%ずつDDFとWFに配分されます。

残りの5%は運営費（寄付推進費と一般管理運営費）になります。

恒久基金（シェア）の使用できる収益は50%ずつDDFとWFに分配されます。

地区が使用できる資金として戻ってくる寄付は年次基金（シェア）と恒久基金だけです。
地区が使う資金として戻ってくる資金として戻ってくる寄付は年次基金（シェア）と恒久基金だけです。

DDF: District Designated Fund WF: World Fund DG: District Grant GG: Global Grant VTT: Vocational Training Team



2024-25 Global Grant 伊藤年度

項目	詳細	金額	残高
年次基金（シェア）寄付の47.5% - 寄付年度：2021-22		\$377,086.26	\$377,086.26
恒久基金（シェア）の使用可能な収益の50%		\$79,907.88	\$456,994.14
繰り越し額の合計		\$114,910.00	\$571,904.14
各 年度からの繰り越し額	2020-21 2021-22 2022-23 2023-24	\$114,910.00 \$0.00 \$0.00 \$0.00	
Donation	寄贈先 : PP - DDF Funded (Program Year 2021)	(\$80,000.00)	
DDF寄贈の合計		(\$80,000.00)	\$491,904.14
Project Funding	DG2567226 RID2750		
Project Funding	GG2465160 Chuo Shin		
Project Funding	GG2466072 Ebisu		
Project Funding	GG2466197 Chofu Murasaki		
Project Funding	GG2567892 Tokyo-West Saipan		
Project Funding	GG2571104 Setagaya Thailand		
Project Funding	GG2573826 Crosscity Korea		
Project Funding	GG2574797 YoneyamaUI India		
Project Funding	GG2576705 Inagi		
Project Funding	GG2579741 Suginami		
Project Funding	GG2579853 Tokyo-South		
DDF資金調達／使用の合計		(\$426,564.00)	\$65,340.14
Returned Funds	DG2567226 RID2750		
DDF返還額の合計		\$5,832.55	\$71,172.69
年度別のDDF残高（推定）	2020-21 2021-22 2022-23 2023-24 2024-25		
	\$34,910.00 \$0.00 \$0.00 \$0.00 \$36,262.69		
West 西	北マリアナ諸島連邦区における遠隔医療の支援		
Setagaya 世田谷	ウエーンノイ病院 医療機器寄付プロジェクト		
Crosscity クロスシティ	ファエル・ナスム・ホームレスクリニック慢性疾患管理支援事業		
YoneyamaUI 米山友愛	シェリ・プラヤグダム・トラスト慈善病院への医療機器の寄付		
	繰り越し額 地区 : 2750		
			\$71,172.69

DG2567226

2024-25 DG利用状況 伊藤年度

活動名			
プロジェクト概要			
プログラム年度	2025	主な重点分野	N/A
実施国側クラブ		援助国側クラブ	
実施国側地区	2750	援助国側地区	
実施国側ゾーン	2	援助国側ゾーン	
実施国側代表連絡者	Yasushi Tanaka	援助国側代表連絡者	
		担当職員	Ayano Mochizuki

国際財団活動資金 (WF)		直近の補助金支払日	06-Aug-2024
資金総額	\$225,732.00	補助金支払総額 (米ドル)	\$225,732
予算総額	\$225,732.00		

現在の状況	Closed	承認日	29-Jul-2024
次の報告期限		報告期限からの超過日数	
報告を免除された提唱者		補助金終了日	22-Jul-2025

地区補助金の活動

Activity Category	活動の種類	プロジェクトの実施地	配分計画 (米ドル)	実際の配分額 (米ドル)	地区/クラブ
* Administration	Administration	N/A	\$300	\$215	District 2750
* Contingency	Contingency	N/A	\$1,949	\$0	District 2750
* District support	Grant management seminar	Guam	\$2,500	\$0	District 2750
* District support	Grant management seminar	Japan	\$15,000	\$10,749	District 2750
1 Community development	Construction/renovation	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Akishima
2 Community development	Food/hunger	Japan	\$3,446	\$3,594	Tokyo Atago
3 Community development	Food/hunger	Japan	\$4,950	\$5,163	Tokyo Chuo
4 Community development	Food/hunger	Japan	\$3,736	\$3,896	Tokyo Hachioji East
5 Community development	Food/hunger	Japan	\$1,542	\$1,608	Tokyo Inokashira
6 Community development	Food/hunger	Japan	\$4,888	\$5,099	Tokyo Seijo Shin
7 Community development	Food/hunger	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Seinan
8 Community development	Food/hunger	Japan	\$5,158	\$5,380	Tokyo-Setagaya
9 Community development	General	Japan	\$2,106	\$2,196	Tokyo Hachioji North
10 Community development	General	Japan	\$1,880	\$1,557	Tokyo Konan Marine
11 Community development	General	Japan	\$1,880	\$1,659	Tokyo Kunitachi Shiroume
12 Community development	General	Japan	\$4,042	\$4,216	Tokyo Musashi Kokubunji
13 Community development	General	Japan	\$1,002	\$1,045	Tokyo Shirokane

14	Community development	Safety/emergency preparedness	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Koganei
15	Community development	Safety/emergency preparedness	Japan	\$1,743	\$1,818	Tokyo Kunitachi
16	Community development	Safety/emergency preparedness	Japan	\$2,106	\$2,196	Tokyo Shinagawa
17	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$2,801	\$2,922	Tokyo Kamata
18	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$3,759	\$3,921	Tokyo Shibuya
19	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$1,880	\$1,961	Tokyo Tama
20	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$1,868	\$1,948	Tokyo Tamagawa
21	Community development	Sports/recreation/playgrounds	Japan	\$2,449	\$1,800	Tokyo Tobihino
22	Education	Arts/music	Japan	\$1,572	\$1,640	Tokyo Chuo Shin
23	Education	Arts/music	Japan	\$1,865	\$1,946	Tokyo Ginza
24	Education	Arts/music	Japan	\$2,348	\$2,450	Tokyo Hino
25	Education	Arts/music	Japan	\$4,982	\$5,197	Tokyo-West
26	Education	Arts/music	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Yamanote
27	Education	General	Japan	\$4,700	\$4,903	Tokyo Ebisu
28	Education	General	Japan	\$1,579	\$1,647	Tokyo Hachioji South
29	Education	General	Japan	\$583	\$609	Tokyo i City
30	Education	General	Japan	\$3,024	\$3,155	Tokyo Inagi
31	Education	General	Japan	\$3,050	\$3,182	Tokyo Musashi Fuchu
32	Education	General	Japan	\$1,706	\$1,004	Tokyo Nihonbashi West
33	Education	General	Japan	\$1,401	\$1,134	Tokyo Nishi (West)
34	Education	General	Japan	\$767	\$800	Tokyo Osaki
35	Education	General	Japan	\$3,747	\$3,909	Tokyo Shimbashi
36	Education	General	Japan	\$1,407	\$1,299	Tokyo Vision
37	Education	General	Japan	\$1,880	\$1,684	Tokyo Yoneyama Yuai
38	Education	General	Taiwan	\$1,880	\$1,961	Tokyo Akebono
39	Education	Scholarship primary/secondary	Myanmar	\$1,579	\$1,647	E-Club of District 2750, Tc
40	Education	School supplies/equipment	Japan	\$1,868	\$1,948	Tokyo Koganei-Sakura
41	Education	School supplies/equipment	Japan	\$4,042	\$4,216	Tokyo-Minato
42	Education	School supplies/equipment	Japan	\$2,978	\$3,106	Tokyo-Shiba
43	Education	School supplies/equipment	Japan	\$2,632	\$2,745	Tokyo-South
44	Education	Special education	Japan	\$849	\$886	Tokyo Aoyama
45	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$1,046	\$1,091	Tokyo Azabu
46	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Chofu
47	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$3,306	\$3,449	Tokyo Crosscity
48	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$1,071	\$748	Tokyo Global
49	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$4,042	\$4,216	Tokyo Kokubunji

50	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Machida-Salvia
51	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$2,820	\$2,822	Tokyo Seijo
52	Education	Sports/playgrounds	Japan	\$2,490	\$2,597	Tokyo Tachikawa Kobushi
53	Environment	Environmental education	Japan	\$2,820	\$2,942	Tokyo Machida East
54	Environment	Environmental education	Japan	\$2,099	\$2,190	Tokyo-Meguro
55	Environment	Environmental education	Japan	\$5,828	\$6,079	Tokyo Mitaka
56	Environment	Restoration/conservation	Japan	\$2,820	\$2,942	Tokyo Machida
57	Environment	Trees/plants	Japan	\$1,410	\$1,471	Tokyo Ginza
58	Environment	Trees/plants	Japan	\$1,536	\$1,603	Tokyo Takanawa
59	Health	Disease prevention	Japan	\$3,608	\$3,764	Tokyo Hiroo
60	Health	Disease prevention	Japan	\$2,464	\$2,569	Tokyo Shinagawa Chuo
61	Health	Disease prevention	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Sunrise Shiodome
62	Health	Medical supplies/equipment	Japan	\$1,053	\$1,098	E-Club of Tokyo Peace W
63	Health	Medical supplies/equipment	Japan	\$3,595	\$3,750	Tokyo Jingu
64	Health	Medical supplies/equipment	Japan	\$3,760	\$3,922	Tokyo Roppongi
65	Health	Medical supplies/equipment	Mongolia	\$4,982	\$5,197	Tokyo Akishima Chuo
66	Health	Medical supplies/equipment	Thailand	\$790	\$445	Chuo University
67	Health	Mental health	Japan	\$3,972	\$4,143	Tokyo Nihonbashi
68	Peace	Advocacy/assistance for at-risk populations	Japan	\$4,700	\$4,903	Tokyo Tsukiji
69	Peace	Advocacy/assistance for at-risk populations	Poland	\$3,760	\$2,644	Tokyo Sanno
70	Peace	Leadership development/education	Northern Marian	\$2,000	\$1,705	Saipan
71	Water	Supply/access/filtration	Thailand	\$4,982	\$5,197	Tokyo Chofu Murasaki
72	Water	Supply/access/filtration	Thailand	\$3,760	\$3,922	Tokyo Hachioji West
73	Water	Toilets/sanitation/hygiene	Cambodia	\$1,394	\$1,455	Tokyo-Omori
74	Water	Toilets/sanitation/hygiene	Nepal	\$1,880	\$1,961	Tokyo Ginza New

Total \$225,732 \$220,290

2024-25年度 DG事業一覧 (承認番号順)

番号	グループ	クラブ名	プロジェクト名
24-01	多摩中	国立白うめ	第4回くにたち童謡歌唱コンクール
24-02	京浜	品川中央	介護ワークショップ
24-03	山の手西	成城	東京都城西地域の小学四年生の少年サッカー大会
24-04	山の手東	広尾	難聴を抱える高齢者へ軟骨伝導イヤホン寄贈
24-05	千代田	みなと	港区児童相談所支援プロジェクト
24-06	銀座・日本橋	あけぼの	みんなでキラキラ体験・Let' Go 台湾
24-07	山の手東	愛宕	困窮若者支援事業
24-08	多摩東	武蔵府中	公立保育所へのデジタル化サポート事業
24-09	千代田	芝	港区学童クラブ応援プロジェクト
24-10	多摩東	調布	市内養護施設支援事業
24-11	山の手東	恵比寿	デフスポーツ啓発イベントPJ
24-12	RAC	銀座RAC	中央区の森への植樹
24-13	千代田	新橋	先天性四肢障害についての啓蒙活動プロジェクト
24-14	多摩中	国立	災害用折り畳み簡易ベット寄贈
24-15	銀座・日本橋	山王	ウクライナ避難民支援
24-16	多摩南	町田東	第26回地球環境保全ポスター展
24-17	多摩中	立川こぶし	ジュニアバスケットボール大会
24-18	多摩中	三鷹	ICU三鷹キャンパスの森継続プロジェクト
24-19	多摩南	町田	芹ヶ谷里山・せせらぎ保全～ホータル来い～
24-20	多摩南	町田サルビア	ふれあいサッカー
24-21	山の手西	クロスシティ	子ども発達相談センター遊具寄贈pj
24-22	山の手東	西	障害のあるミュージシャンによる音楽イベント
24-23	多摩中	武蔵国分寺	新庁舎完成「みんなの時計」プロジェクト
24-24	多摩中	昭島	昭島駅南口周辺公共施設案内板リニューアル
24-25	多摩中	国分寺	東京国分寺RCカップ
24-26	千代田	サンライズ汐留	バリアフリーハートフルプロジェクト
24-27	山の手西	山の手	TOGETHERS トゥゲザーズ
24-28	多摩中	小金井	防災キャビネット寄付事業
24-29	多摩中	小金井さくら	小金井市立各小学校への図書寄贈
24-30	RAC	西RAC	食品サンプル作り体験
24-31	山の手西	成城新	世田谷区食料支援プロジェクト
24-32	山の手東	西南	「子ども食堂」にお米配布支援
24-33	山の手西	米山友愛	ラオス障碍者-日本研修支援プロジェクト
24-34	RAC	ビジョンRAC	クリスマスランチ会プロジェクト
24-35	多摩東	たまがわ	たまがわにこにこみんなの広場
24-36	多摩東	調布むらさき	タイ国アカ族ホイサン村への浄水施設・児童用図書の寄贈
24-37	多摩中	昭島中央	海をわたる子ども用車椅子プロジェクト
24-38	京浜	港南マリーン	食の旬で東京と地方（勝浦）を繋げる
24-39	山の手西	世田谷	世田谷区子ども食堂食料支援
24-40	多摩中	井の頭	子どもの未来のための食堂支援プロジェクト

2024-25年度 DG事業一覧 (承認番号順)

番号	グループ	クラブ名	プロジェクト名
24-41	多摩東	稻城	第11回小中学生英語スピーチコンテスト
24-42	千代田	グローバル	キッチンカーがやって来た
24-43	多摩東	多摩	The House on 3rd street
24-44	銀座・日本橋	日本橋	小児病棟での付き添い家族を「食」や「日本橋文化」で支援する
24-45	多摩南	八王子西	タイ王国BangkokArea浄水器設置プロジェクト
24-46	山の手東	神宮	渋谷区社会福祉協議会に車椅子寄贈
24-47	山の手東	渋谷	渋谷区立小学校への災害対策・健康増進ヨガマット寄付活動
24-48	多摩南	八王子東	休耕地農地削減の米作り支援とフードバンクに提供するプロジェクト
24-49	多摩南	日野	東京光の家 奉仕音楽コンサート
24-50	銀座・日本橋	築地	日本からウクライナに平和を送る会
24-51	銀座・日本橋	中央	貧困家庭の子供達に明るい未来を拓く
24-52	銀座・日本橋	銀座新	ネパール ヒマラヤ小学校のトイレ環境整備支援
24-53	多摩南	飛火野	ほっとも南平支援事業
24-54	銀座・日本橋	中央新	音楽の輪
24-55	京浜	蒲田	無料子供エビ釣り大会
24-56	山の手東	六本木	東京六本木ロータリークラブ設立20周年記念「結核予防会」支援事業
24-57	PB	SAIPAN	Rotary Club of Saipan's Rotary Youth Leadership Awards
24-58	多摩南	八王子北	ふれあいコンサート
24-59	多摩南	八王子南	東京八王子南RCとサイパンRCとの高校生短期交換留学
24-60	京浜	品川	品川区立小学校P T A連合会へパトロールベスト寄贈プロジェクト
24-61	RAC	中央大学RAC	空飛ぶ車いすプロジェクト
24-62	山の手西	目黒	ゴミを捨てない美しい街We Love Meguro
24-63	京浜	高輪	植樹による温暖化対策プロジェクト
24-64	銀座・日本橋	日本橋西	子供たちの未来を描くプロジェクト
24-65	多摩中	ピースウイングREC	モーニングアフターピル支援プロジェクト
24-66	千代田	南	発展途上国からの農村指導者研修留学生支援プロジェクト
24-67	山の手西	青山	葛飾原町成年寮（社会福祉法人）応援プロジェクト
24-68	銀座・日本橋	銀座	ホワイトハンドコーラスへのジップアップパーカー贈呈
24-69	山の手西	米山REC2750	ミャンマー教育支援プロジェクト～日本の大学留学めざして～
24-70	千代田	麻布	パラスポーツを応援しよう！
24-71	京浜	大崎	伝統工芸体験授業
24-72	京浜	白金	視覚障害者に安全なセーリングを届けよう！
24-73	京浜	大森	カンボジアはちどり小学校のトイレ増設プロジェクト
24-74	多摩東	iシティ	青少年育成事業（ボニー乗馬会）

提 出 用

承認と同意

別紙の覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承諾することにより、クラブは、別紙の覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件（1.クラブの参加資格、2.クラブの役員の責務、3.財務管理計画、4.銀行口座に関する要件、5.補助金資金の使用に関する報告、6.書類の保管、7.補助金資金の不正使用に関する報告）に従うことに同意する。

_____ グループ

_____ (ロータリー/ローターアクト) クラブを代表し、下記署名人は、2026 - 27 ロータリ一年度、別紙の覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続きに変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 2750 地区に通知することに同意する。

2026-27 年度クラブ会長	
氏 名	
署 名	
日 付	年 月 日

2027-28 年度クラブ会長	
氏 名	
署 名	
日 付	年 月 日

※原本を以下に郵送（各クラブで控コピーを保管。郵送の場合はメール送信不要）

郵送先：国際ロータリー第 2750 地区 ガバナー事務所宛

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3 階

※郵送する代わりに PDF ファイルを 2750mou@gmail.com 宛に提出することも可

ロータリー財団

クラブの参加資格認定: 覚書(MOU)

1. クラブの参加資格認定
2. クラブ役員の責務
3. 財務管理計画
4. 銀行口座に関する要件
5. 補助金資金の使用に関する報告
6. 書類の保管
7. 補助金資金の不正使用に関する報告

1. クラブの参加資格認定

クラブは、参加資格の認定を受けるにあたって、ロータリー財団(以下「財団」)から提供されるこの覚書(MOU)に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。クラブがグローバル補助金、企業の社会的責任(CSR)補助金、および大規模プログラム補助金を受領するには、参加資格を認められなければならない。ただし、地区補助金の資金を受領するにあたっては、クラブが資格認定を受けることは義務づけられていない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー補助金への参加が認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリーアンダードにわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を遵守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行うとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理(ただし、これらに限られない)が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消となる場合がある:不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの金銭の受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。
- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3. 財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4. 銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。

- 1. 資金の支払いには、クラブの少なくとも2名のロータリー会員が署名人となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること。

- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。

- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。

- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られない)。

- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示できるようにしておかなければならぬ。

- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5. 補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることができる。このため、この報告は補助金の資金管理の重要な部分である。

6. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持しなければならない。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる(ただし、これらに限られない):

- 1. 銀行口座に関する情報(過去の銀行明細書を含む)。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書(MOU)を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。

- a. 財務管理計画書
 - b. 書類の保存と保管の手続き
 - c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管

- 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関する情報

- B. クラブの記録は、クラブのロータリー会員が、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手できるようにしなければならない。

- C. 書類は、少なくとも 5 年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない(日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は 10 年間保管しなければならない)。

7. 補助金資金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことができる。

承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリークラブ／ローターアクトクラブを代表し、下記署名人は、_____ロータリ一年度、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第_____地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長エレクト	
就任年度	
氏名	
署名	
日付	



ロータリー財団 地区補助金 授与と受諾の条件

地区補助金は、地元や世界各地の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援する。これらの活動は、ロータリー会員が、人びとの健康状態を改善し、質の高い教育を提供し、環境保護に取り組み、貧困をなくすことを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるよう支援するというロータリー財団の使命に沿うものである。地区補助金でどの活動を支援するかは、地区が決定する。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025年9月の変更には以下が含まれる：

- ロータリーの青少年保護方針へのリンクを更新(セクション1「受領資格のある活動」を参照)
- 補助金を利用した物品の販売収益は、地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員に利益をもたらしてはならないことを明確化(セクション2「2. 受領資格のない活動および支出」を参照)
- 協力団体の定義の更新およびその義務を明確化(セクション4「協力団体」を参照)
- 国際ロータリー・トラベルサービスへの言及を削除(セクション5「旅行方針」を参照)
- 地区財団への補助金の支払いに関する言及を削除(セクション7「支払い」を参照)
- 最終報告書の提出期限を明確化(セクション8「報告要件」を参照)
- イタリアのロータリー協力財団(Fondazione Rotary Italia)から支払われた補助金の未使用額をすべて返還する必要があることを追加(セクション8「報告要件」を参照)
- 業者との利害の対立がないことを確認する際に見積書を提出することに関する言及を削除(セクション10「補助金における利害の対立に関する方針」を参照)
- フィリピンに関するセクションを更新し、連絡担当者の氏名を削除、およびその後の補助金の支払いは記入済みの証明書の受領を条件とすることを明確化(セクション12「フィリピンに関する特記事項」を参照)

このほかの最新情報や資料(グローバル補助金の授与と受諾の方針を含む)は、rotary.org/ja/grantsを参照のこと。または、[補助金担当職員](#)に質問する。

1. 受領資格のある活動

地区補助金の受領資格がある活動：

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. 以下を含むこと。
 - 1. 地元または海外での奉仕プロジェクト、および関連する旅行
 - 2. 奨学金(教育のレベルは問わない)

3. 職業研修チーム(特定分野について教える、または学ぶ専門職従事者のグループ)、および関連する旅行
 4. 異学生と職業研修チームのオリエンテーション
 5. 補助金管理セミナー
 6. クラブと地区によるプロジェクトの協同提唱者探しを援助するため、ロータリーのプロジェクトフェアへのロータリー会員の参加、および往復の旅行
 7. ロータリーのクラブがある国およびクラブがない地域、ならびに法律によって認められ、ロータリー財団の方針に従っている地域におけるプロジェクトと活動
 8. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ロータークト、インターベクトプログラム。
 9. 地域社会調査
 10. 建築と改築
 11. 融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも 3 年間運営されている小口融資機関と協力して実施する小口融資(マイクロクレジット)活動
 12. 地雷に対する認識向上キャンペーンと、地雷への注意喚起を呼びかける標識
- C. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- D. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと(米国財務省外国資産管理局[OFAC]による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある)。
- E. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- F. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。補助金が承認された後に使用計画の変更が必要となった場合、補助金センターの地区補助金の報告のセクションから要請する必要がある。
- G. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- H. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- I. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- J. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- K. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。

2. 受領資格のない活動および支出

地区補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない:

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進すること。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行うこと。
- D. 特定の人、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。

- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国の政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(プロジェクトは労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがプロジェクトでボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、地区補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動。
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付。
- M. 土地や建物の購入。
- N. 武器または弾薬。
- O. 軍事援助。
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娛樂イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。
- Q. 広報的な取り組み(プロジェクトの完了に不可欠な場合を除く)。
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識。
- S. 他団体の運営費、管理費、間接的なプログラム経費。
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン。
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種。
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費。
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術。
- Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
- Z. 18 歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合またはロータリー青少年交換プログラムに参加している場合を除く)。
- AA. 融資保証制度。
- BB. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品。補助金資金で購入した物品が不要になったり、機能しなくなったりした場合、補助金申請書で受益団体として指定された団体が、その物品を処分または売却する責任を負い、その代金を受け取る。ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員は、物品の処分や売却からいかなる収入も得ることはできない。

CC. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入。

3. 申請要件

- A. 補助金の実施年度の 5 月 15 日までに、[補助金センター](#)を通じてオンラインで申請する。
- B. 各年度、1 地区につき 1 回のみ申請書を提出する。
- C. 申請には詳細な使用計画を含める。各項目には、何を行うのか、補助金資金を何の支払いに充てるのか、受益者は誰かを明記する必要がある。
- D. 地区は、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長を含む補助金委員会を設置する。これら 3 名の委員会委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。
- E. 補助金を申請する地区は[参加資格認定](#)を受ける。
- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G. 一度に有することのできる未終了の補助金は、10 口までとする（地区が代表提唱者となっているグローバル補助金を含む）。
- H. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する（セクション 1「受領資格のある活動」を参照）。
- I. 補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支払いを開始する前に行う。補助金の支給後に変更はできない。
- J. 臨時費の計画を立てる。地区は、年度中に発生しうる臨時費のために、地区補助金の 20%までを充てることができるが、承認された後に補助金に追加するすべてのプロジェクトと活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。使用計画に臨時用の資金を含め、最終報告書に臨時費の内訳を記載する。
- K. 管理運営費を含める。地区は、補助金の 3%までを、補助金に関連した管理運営費（銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など）に充てることができる。

4. 協力団体

- A. 協力団体とは、プロジェクトを実施するため、あるいはその目標達成と財務の持続可能性を確保するために関与する、信頼できる政府機関、非政府組織、または学術機関を指す。これには、補助金による活動のために、専門知識、インフラ、アドボカシー、研修、教育、モニタリング、維持管理、所有権、その他の支援を提供することが含まれる。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。
- B. 協力団体は、ロータリー財団の報告要件を遵守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。協力団体は、プロジェクト関連活動の運営審査または財務審査に参加し、協力することにも同意しなければならない。
- C. 協力団体に提供された資金の全額は特定のプロジェクト費用として使用され、地区がこれらの費用の明細を記録する必要がある。

5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。
- B. 地区補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

C. 地区補助金は、以下の経費を賄わない：

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
5. 強制隔離の関連経費

D. 補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。

E. 旅行者は、以下の責任を有する。

1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する
3. 海外旅行のための健康条件を満たす
4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する(以下 G を参照)
5. 旅行保険に加入する
6. 個人の旅行はすべて自ら手配し、自己負担する
7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、[IATA トラベルセンター](#)からの情報を確認する

F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。

G. 国際ロータリーは、[旅行禁止国リスト](#)を作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難命令に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行が補助金プロジェクトに含まれる場合、その国への旅費がプロジェクト予算に含まれていなくても、財団は資金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. ロータリー財団は、地区財団活動資金(DDF)の配分のみから地区補助金を提供する。
- B. 地区は、シェア配分の最高 50%を毎年一口の補助金に充てることができる。

7. 支払い

- A. 補助金資金は、補助金申請書に記載された地区の銀行口座のみに支払われる。
- B. 補助金資金は、地区が管理する銀行口座のみに支払われる。個々のクラブに支払われることはない。
- C. 地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。
- D. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- E. 資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 31 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 報告書は、[補助金センター](#)を通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
- D. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを(一部または全額)保留することができる。
- E. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
- F. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の使途に関する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
- G. 補助金プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
- H. 資金の支出について記載した最終報告書を、地区が補助金を受領してから 12 カ月以内または地区が補助金資金の全額を配分してから 2 カ月以内のいずれか早いほうに、財団に提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルの地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出しなければならない。
- I. ブラジルの地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。
- J. 地区補助金の資金を利用した活動はすべて、地区がクラブまたは受益者に支給してから 24 カ月以内に、完了する必要がある。
- K. 地区は、補助金資金の支出についても報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「[補助金未使用分の財団への返還について](#)」を参照のこと。
- L. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、受領資格のある追加の活動のための資金利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要があり、この資金は地区の DDF に加算される。
- M. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、地区補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、地区補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
- N. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
- O. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
 1. アルゼンチン: 10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 2. ブラジル: 100 ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。

3. インド:未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
4. イタリア:イタリアのロータリー協力財団(Fondazione Rotary Italia)から支払われた補助金の未使用額はすべて返還される必要がある。この要件に該当する地区には通知が行われる。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、全資金が地区の DDF に加算される。
- B. 補助金が承認され、支払い済みである場合、補助金資金はすべて財団に返還しなければならず、この資金は地区の DDF に加算される。
- C. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るために、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- E. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
 1. 現ロータリアン
 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織([ロータリー章典](#) 1.040 節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から 3 年間適用)
- F. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- G. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資や

サービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。

- H. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- I. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、[ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節を参照のこと。

11. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
- B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。
- C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 每年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 中間報告をオンラインで[補助金センター](#)から提出する。
 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. [補助金センター](#)にすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3 月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。

1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金が一つの FCRA 口座に振り込まれた場合)。
6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
7. 「原本はすべて 8 年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局)に返還する。
9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。

12. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法 68 (Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
 1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること
 3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること: Phil.Consulting Center Inc., 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、南太平洋・フィリピン事務局を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われた補助金の証明書は、7 月 31 日までに受理されるべきである。地区から提出された新規の補助金のための支払いは、既存の補助金の記入済み証明書が受領されることが条件となる。



ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件

グローバル補助金は、ロータリーの重点分野（「平和構築と紛争予防」「疾病予防と治療」「水と衛生」「母子の健康」「基本的教育と識字率向上」「地域社会の経済発展」「環境」）において持続可能、測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動に資金を提供する。グローバル補助金は、人道的奉仕活動、大学院レベルの奨学生、職業研修チーム（専門職業に関する研修を提供するチームや研修を受けるチームを海外に派遣）に活用できる。

ロータリー財団は、内容をより明確にし、方針の変更を反映させるために、この授与と受諾の条件をいつでも修正することができる。2025年9月の変更には以下が含まれる：

- ロータリーの持続可能性の定義を更新（セクション1「受領視覚のある活動」を参照）
- ロータリーの青少年保護方針へのリンクを更新（セクション1「受領資格のある活動」を参照）
- 補助金を利用した物品の販売収益は、地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員に利益をもたらしてはならないことを明確化（セクション2「受領資格のない活動および支出」を参照）
- モニタリングと評価の活動に関連する海外渡航費の支払いに補助金資金を使用できないことを明確化（セクション2「受領資格のない活動および支出」を参照）
- 奨学生は留学国の国民であってはならないことを明確化（セクション3「申請要件」を参照）
- 協力団体の定義の更新およびその義務を明確化（セクション4「協力団体」を参照）
- 国際ロータリー・トラベルサービスへの言及を削除（セクション5「旅行方針」を参照）
- 補助金提唱者は、冠名指定寄付または冠名基金（いずれか一方のみ）からプログラム授与金として使用可能な額をグローバル補助金の資金として使用できることを明確化（セクション6「補助金の資金源」を参照）
- クラブまたは地区財団への補助金の支払いに関する言及を削除（セクション7「支払い」を参照）
- イタリアのロータリー協力財団（Fondazione Rotary Italia）から支払われた補助金の未使用額をすべて返還する必要があることを追加（セクション8「報告要件」を参照）
- 業者との利害の対立がないことを確認する際に見積書を提出することに関する言及を削除（セクション10「補助金における利害の対立に関する方針」を参照）
- フィリピンに関するセクションを更新し、連絡担当者の氏名を削除、およびその後の補助金の支払いは記入済みの証明書の受領を条件とすることを明確化（セクション13「フィリピンに関する特記事項」を参照）

このほかの最新情報や資料（[地区補助金の授与と受諾の方針](#)を含む）は、rotary.org/ja/grants を参照のこと。または、[補助金担当職員](#)に質問する。

1. 受領資格のある活動

グローバル補助金の受領資格がある活動:

- A. ロータリー財団の使命に沿っていること。
- B. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連していること。これらの活動には、人道的プロジェクト、1~4 学年のフルタイムの大学院レベルでの教科履修または研究のための留学用奨学金、専門的な研修を提供したり受けたりすることで地域社会のニーズに取り組む職業研修チームが含まれる。
- C. 地域社会調査の結果に基づいており、実施地の地域社会と協力して立案されたものであること。
- D. 持続可能であること。持続可能性とは、成果が現地で維持され、地域社会の継続的な優先ニーズに応えていけることである。
- E. 測定可能であること。提唱者は、「[グローバル補助金:モニタリングと評価の計画について](#)」から評価基準を選ばなければならない。また、独自の評価基準を追加できる。
- F. ロータリー会員が積極的に参加すること。
- G. ロータリーのクラブが存在する国や地域にある地域社会を支援することであること(H 項にある例外を参照のこと)。
- H. 活動が実施される国の一つのクラブまたは地区(実施国側代表提唱者)と、実施国以外の一つのクラブまたは地区(援助国側代表提唱者)により開始され、提唱されること。ただし、ロータリーのクラブが存在しないが RI 理事会が積極的に拡大を検討している国での活動については、例外を適用できる場合がある。
- I. 米国および補助金から資金提供される活動が実施される国の法律を遵守し、害を与えないこと([米国財務省外国資産管理局](#)[OFAC]による制裁対象国での活動の提唱や旅行を計画しているプロジェクトは、追加情報の提供が求められる場合がある)。
- J. 参加する未成年の安全と健康を守り、国際ロータリーの青少年保護方針を遵守すること。
- K. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認されていること。
- L. 活動実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
- M. ロータリー財団章典の第 30.040 節「プログラム参加者の利害の対立に関する方針」、およびセクション 10「補助金における利害の対立に関する方針」に概説されている方針を遵守すること。
- N. ロータリー章典の第 34.040.6 項ならびに 34.040.11 項に記載される通り、ロータリーという名称、その他のロータリー標章、徽章およびグラフィックの使用に関するロータリーの方針を遵守すること。
- O. ロータリー財団章典の第 40.010.2 項に基づき、またロータリーのブランドリソースセンターにあるロータリーブランドのガイドラインに従い、補助金提唱者とロータリー財団を明確に示す標識・表示をプロジェクト実施地、またはその近接位置に表示すること。
- P. ロータリー章典の第 26.080 節に記述された、プライバシーに関するロータリーの声明に従うこと。
- Q. 次のインフラストラクチャーの建設を含めることができる:トイレ棟および衛生システム、連絡道路、ダム、橋、倉庫、フェンスとセキュリティシステム、水・灌漑システム、温室。地下水を利用するプロジェクトの場合、水文地質学的調査を実施する必要がある。調査の費用は、補助金予算で賄うことができる。
- R. 人道的プロジェクトの一環として、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする 2 名までの海外旅費を含めることができる。ただし、それらを行うスキルを有する人を現地ではすぐに準備できないことを実施国側提唱者が確認した場合に限る。
- S. 地雷の存在を認識させるためのキャンペーンや、地雷を警告する標識の設置も含めることができる。

2. 受領資格のない活動および支出

グローバル補助金を受領する活動では、以下を行ってはならない：

- A. 特定のグループ(種類を問わない)を差別するもの。
- B. 特定の政治的あるいは宗教的観点を推進する。
- C. 完全に宗教を目的とした催し物を行う。
- D. 特定の人物、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援を行うこと。
- E. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座を開設すること(ただし、セクション 10 に記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる)。
- F. ロータリー財団または国際ロータリーに、補助金資金を上回る財務上の責任を生じさせること。
- G. ファンドレイジング(募金)活動
- H. ワクチンの出所となる国ならびにワクチンの受領国のしかるべき政府や規制当局からの事前の承認なく、国境を越えてワクチンを輸送すること。
- I. 無報酬で働くことを誰かに要求すること(補助金資金を利用する活動は労働者の権利と公正な賃金慣行を守るよう努力すべきである。利益を得る人びとがボランティア活動をする必要がある場合、これらの人びとの明確な同意が必要である)。
- J. 当該国の法的な労働年齢未満の人、または法律で年齢が定められていない場合は 16 歳未満の人による労働を要求すること。

また、グローバル補助金の資金は、以下のために使用できない：

- K. 補助金が承認される前に発生した費用、または進行中もしくは既に完了した活動。
- L. ロータリー財団、ポリオプラス、またはほかの財団補助金への寄付。
- M. 土地や建物の購入。
- N. 武器または弾薬。
- O. 軍事援助。
- P. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽イベント、プロジェクトでの式典などのロータリー行事に関連する経費。
- Q. 広報的な取り組み(活動の完了に不可欠な場合を除く)。
- R. 1,000 米ドルを超える、プロジェクトの標識。
- S. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費(協力団体でのプロジェクト管理費を除く)(セクション 3 の項目 J を参照のこと)。
- T. 特定の人物や協力団体への使途無指定の現金寄付。
- U. 新型コロナウイルスのワクチン。
- V. ポリオワクチンのみを投与する予防接種。
- W. 全国予防接種日(NID)に参加するための旅費。
- X. 妊娠中絶、または性決定のみを目的とする施術。

- Y. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。
- Z. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターラクトの活動。
- AA. 18歳未満の人の海外渡航費(保護者同伴の場合を除く)。
- BB. 人が居住、仕事、または収入を生む活動に従事する建造物の建築、またはそのような建造物の増築。例えば、建物(学校、住宅、低廉シェルター、または病院)、コンテナハウス、移動住宅など(プロジェクトの実施にあたってそのような建造物の建設が必要な場合、その建設費用は補助金以外の資金で賄わなければならない)。
- CC. 一部建設済み(外側部分のみ建てられた建造物を含む)であるが入居または運営されたことのない建造物の完成。
- DD. 人道的プロジェクトのための協力団体の職員による海外旅行。
- EE. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
- FF. 主に研究・調査またはデータ収集に焦点を当てた人道的プロジェクト。
- GG. 経費が旅費のみである人道的プロジェクト。
- HH. 大学の学士課程での勉学。
- II. オンラインの学業または研究プログラム。
- JJ. 一つの補助金の下で行われる、互いに関連していない複数の活動。
- KK. ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、会員が所有者となる物品。補助金資金で購入した物品が不要になったり、機能しなくなったりした場合、補助金申請書で受益団体として指定された団体が、その物品を処分または売却する責任を負い、その代金を受け取る。ロータリー地区、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、またはそれらの会員は、物品の処分や売却からいかなる収入も得ることはできない。
- LL. 地雷の探知および除去、または地雷を除去するための機材の購入。
- MM. モニタリングと評価の活動に関連する海外渡航費。

3. 申請要件

- A. 補助金センターを通じてオンラインで申請する。申請書は、ロータリ一年度を通じて隨時受理され、利用可能な資金の状況に基づいて承認される。
- B. 実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、3名のロータリー会員から成る補助金委員会を設置する必要がある。この委員会の委員は、代表提唱クラブの会員(クラブ提唱の場合)または代表提唱地区の会員(地区提唱の場合)とする。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の理事会メンバーと有給職員は、この委員会の委員を務めることはできない。
- C. 補助金活動にかかわる代表提唱地区は、参加資格認定を受けていなければならない。
- D. クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認する必要がある。
- E. グローバル補助金を申請するローターアクトクラブは、過去にグローバル補助金活動でロータリークラブまたは地区と協力した経験がある必要がある。地区は、補助金へのローターアクトの過去の参加について確認する責任がある。一方の補助金提唱者がローターアクトクラブである場合、もう一方の提唱者はロータリークラブまたは地区である必要がある。

- F. 補助金の全関係者は、国際ロータリーとロータリー財団に対する義務を果たしていること。
- G. すべてのプロジェクトの名称が、ロゴ、徽章、グラフィックの使用に関するロータリーの方針に準拠していることを確認する(セクション1「受領資格のある活動」を参照のこと)。
- H. 代表提唱クラブまたは地区が一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までとする。
- I. 臨時費の計画を立てる。提唱クラブまたは地区は、物価上昇や為替変動に対応するため、全予算額の10%までを臨時費に配分することができる。
- J. 管理運営費を含める。予算の10%までを、プロジェクト管理費(協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む)に充てることができる。
- K. 成果を測定する。予算の10%までを、成果を測定するための経費に充てることができる。
- L. 会員以外で、奨学生、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が求められる。
1. 出発前にオリエンテーションに参加する(オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか)。
 2. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する(クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など)。
- M. 奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出する。奨学生ならびに職業研修チームの申請者が、経費の利用または旅行の手配の前に、財団による申請書の承認が必要であることを理解していることを確認すべきである。
- N. 奨学生の候補者に関する指針:
1. 補助金の申請時に、フルタイムかつ対面での大学院課程への大学からの入学許可状、または対面での大学院レベルの研究を行うための招請状を提出しなければならない。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
 2. 申請者は、自国外で学業を行わなければならず、留学国の国民であってはならない。オンラインでの学業は受領資格を満たさない。
 3. 8月、9月、10月のいずれかの月に留学を開始する申請者は、6月30日までに申請する必要がある。
 4. 奨学生の学業期間は、留学中のどの時点に開始しても構わないが、資金が提供される期間は1学業年以上となる。
- O. 職業研修チームに関する指針:
1. 職業研修チームは、ロータリー会員である1名のチームリーダーを含め、少なくとも3名のボランティアから成る。各メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、チームリーダーはロータリーに関する一般知識と国際経験、指導力、重点分野における専門知識を備えている必要がある。会員以外の人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を明確に示さなければならない。
 2. ロータリー会員とその家族が職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を(受けるのではなく)提供する側であり、家族が資格要件を満たしていないなければならない。
 3. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、チームの旅行開始日から1年以内に次のチームの旅行が開始される必要がある。
 4. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ている必要がある。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得る必要がある。

P. 奨学生、職業研修チーム、ボランティアによる旅行を含む申請は、旅行開始の 90 日前までに提出しなければならない。

Q. 申請書の作成開始後 12 カ月以内に申請書が提出されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

R. 提出後 6 カ月以内に申請書が完全なものとならず、承認されなかった場合、この申請は取り消しとなる。

S. グローバル補助金の申請書を対象とした審査：

1. 50,000 米ドルまでの国際財団活動資金(WF)を要請するグローバル補助金申請(いわゆるレベル 1 の申請書)は事務総長が審査し、必要であれば当てはまる重点分野の専門家が分析する。

2. 国際財団活動資金(WF)から 50,001~200,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が 100,001~400,000 米ドルである場合(いわゆるレベル 2 の申請書)は、事務総長が審査し、重点分野の専門家が分析し、[ロータリー財団専門家グループ\(Cadre\)](#)によるプロジェクトの中間視察を受ける。

3. 国際財団活動資金(WF)から 200,001~400,000 米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額を活用した申請の調達資金合計が 400,001 米ドル以上である場合(いわゆるレベル 3 の申請書)は、事務総長と管理委員会が審査し、重点分野の専門家が分析し、専門家グループ(Cadre)によるプロジェクトの事前視察、監査および／または中間視察を受ける。管理委員会は、以下の通り、グローバル補助金の申請書を審査する：

申請書の受理	管理委員会による審査
3 月 1 日まで	6 月
6 月 1 日まで	9 月／10 月
10 月 1 日まで	1 月
12 月 1 日まで	4 月

4. 重点分野の専門家は、専門家グループ(Cadre)委員長と協力して、要件を免除したり、追加したりできる。

5. 職業研修チーム(VTT)または奨学生のみから成る補助金プロジェクトは、専門家グループ(Cadre)による審査の要件を免除される。

4. 協力団体

A. 協力団体とは、プロジェクトを実施するため、あるいはその目標達成と財務の持続可能性を確保するために関与する、信頼できる政府機関、非政府組織、または学術機関を指す。これには、補助金による活動のために、専門知識、インフラ、アドボカシー、研修、教育、モニタリング、維持管理、所有権、その他の支援を提供することが含まれる。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

B. 協力団体は、ロータリー財団の報告要件を遵守し、要請に応じて領収書を提出しなければならない。協力団体は、プロジェクト関連活動の運営審査または財務審査に参加し、協力することにも同意しなければならない。

C. 提唱者は、補助金申請書とともに、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った[協力団体との同意書](#)を提出する必要がある。申請書には以下を含めるべきである。

1. ロータリー会員が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律に従っていることを確認する、代表提唱者による承認。

3. 各関係者の責務を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による運営調査または財務調査に協力することへの、協力団体による同意。

5. 旅行方針

- A. 補助金資金が支払われる旅行者は全員、各自で旅行の手配を行うべきである。
- B. グローバル補助金により、海外渡航に関連する以下の予算経費を賄うことができる。
 1. エコノミークラスの航空券
 2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
 3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
 4. 通常の妥当な荷物預け料金
 5. 旅行保険
- C. グローバル補助金は、以下の経費を賄わない：
 1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連経費
 2. 任意の途中降機を含め、個人の旅行の手配の変更により生じた違約金や手数料
 3. 荷物の超過料金、または旅行者の荷物やその他の個人的持ち物の輸送料
 4. 中止となった、または参加者が出席できなかった対面式の行事・会議の関連経費の払い戻し
 5. 強制隔離の関連経費
- D. 補助金の提唱者は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する必要がある。また、要請に応じて財団にこの情報を提出するための準備をしておく。
- E. 旅行者は、以下の責任を有する。
 1. 旅費の増加を避けるため、旅行手配を迅速に行う。遅延によって補助金が取り消しとなる可能性がある。
 2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する(ただし、変更について財団から承認を得た場合を除く)。
 3. 海外旅行のための健康条件を満たす。
 4. 国際ロータリーによる特定国の旅行制限を遵守する(以下 G を参照のこと)。
 5. 旅行保険に加入する。
 6. 個人的な旅行はすべて自ら手配し、自己負担する。補助金受領者は、補助金活動後に最長 4 週間まで個人的な旅行をすることができるが、その後は帰国することが求められている。
 7. 必要な旅行書類を取得すること、かつ入国に関する新型コロナウイルスの全要件およびその他の規制を遵守することを確認するために、[IATA トラベルセンター](#)からの情報を確認する。
- F. 医療従事者が補助金資金による活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低 500,000 米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険または E&O 保険)に加入するよう期待されている。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人である。
- G. 国際ロータリーは、[旅行禁止国リスト](#)を作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面の懸念から、財団はこれらの国への旅行に資金を提供しない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団

資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。これらの旅行制限や避難要請に従わなかった場合、財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金を財団に返還することを要請する。活動の実施とその成功が旅行禁止国リストに掲載されている国への旅行で左右される場合、その国への旅費が予算に含まれていなくても、ロータリー財団はこのようなプロジェクトに補助金を提供することはできない。

6. 補助金の資金源

- A. グローバル補助金の最低予算は 30,000 米ドルであり、国際財団活動資金(WF)の最高授与額は 400,000 米ドルである。
- B. 補助金提唱者は、地区財団活動資金(DDF)、現金、冠名指定寄付または恒久基金からプログラム授与金として使用可能な額を組み合わせてグローバル補助金に充てることができる。
- C. 財団は、すべての DDF 寄贈に対し、その 80%相当分の WF を上乗せする。
- D. WF の授与額に下限はない。
- E. 提唱者はまた、WF からの上乗せなく、現金、DDF、および冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額の組み合わせを使用することで、グローバル補助金の最低予算 30,000 米ドルを調達する選択肢もある。
- F. ロータリー会員および会員以外の人は、グローバル補助金に現金を拠出できるが、それに対する財団からの上乗せはない。
- G. 拠出金は、協力団体、プロジェクトの業者、もしくはその補助金の受益者から寄せられたものであってはならない。
- H. ロータリー財団に直接送金される現金拠出には、それがロータリー会員からであっても、会員以外からであっても、管理運営費に充てるための 5%の上乗せを含める必要がある。
- I. 資金は、決して補助金を受領する活動から利益を受ける人から徴収すべきではない。
- J. 人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、寄付の少なくとも 15%が、プロジェクト実施国以外から寄せられたものである必要がある。これらのプロジェクトの実施地側提唱者も、補助金への資金供給に寄与することが奨励される。
- K. 提唱者はグローバル補助金につき、一つの冠名基金または冠名指定寄付のみを利用できる。
- L. 年次基金への現金寄付を、グローバル補助金に適用することはできない。
- M. 補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。
- N. ポール・ハリス・フェローの認証は、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付には与えられない。
- O. 補助金が承認される前に財団に寄付を送金するべきではない。申請書が承認されなかった場合、それらの寄付は年次基金(シェア)に回されることになる。寄付が年次基金に回された後には、これを再配分することはできない。
- P. グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。
- Q. ロータリーの奨学生以外から資金を得ている奨学生は、その資金を使用することができるが、補助金の最低予算 30,000 米ドルの要件を満たすために、その資金を含めることはできない。
- R. ロータリー財団は、米国内で就学するためのグローバル補助金奨学生(授業料、書籍代、必要備品代、手数料を除く部分)に源泉徴収税を適用することが義務付けられている(日本、カナダ、ドイツからの留学生で、協力財団を通じて資金が提供される場合は、この法規は適用されない)。源泉徴収分は、奨学生の支払から差し引かれる。

7. 支払い

- A. 補助金提唱者が補助金センターに銀行口座の情報を入力し、提唱者拠出金がロータリー財団に送られ、支払の全条件が満たされるまでは、補助金資金は支給されない。
- B. 補助金資金は補助金センターに記入された口座に支払われる。
- C. 地区提唱の活動のための補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。クラブ提唱の活動のための補助金資金は、クラブの銀行口座のみに支払われる。
- D. 補助金提唱者は、財団の補助金の受領と支払いに使用する専用の口座を維持する必要がある。口座名義には、資金を受領する提唱クラブ名または地区番号が含まれているべきである。可能であれば、補助金ごとに個別の口座を開設すべきである。それが不可能で、複数の補助金用に一つの口座を利用する場合、提唱者は各補助金の財務会計および報告について、それぞれ別個の記録を維持しなければならない。
- E. 補助金資金は、経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。
- F. 経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、ロータリーの補助金提唱者に、請求書または領収書の原本のコピーを提供する必要がある。
- G. 署名の権限がある口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員である必要がある。
- H. 補助金は、補助金支払い時の国際ロータリー為替レートに従って支給される。
- I. WF からの上乗せが 50,001 ドル～400,000 米ドルの補助金、あるいは冠名指定寄付または冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額が含まれる資金総額が 100,001 米ドル以上の補助金(レベル 2 および 3)は、使用計画に沿って分割で支払われる。2 回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した中間報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。
- H. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点の国際ロータリー為替レートを使用して記録する。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。
- I. 財団に送金される現金拠出について、補助金承認時から為替レートが 10% を超えて変動した場合、提唱者は 10% を超える差額を拠出する必要はない。
- J. ロータリー財団は補助金承認時に 10% を超える為替差益を補助金提唱者に配分しない。
- K. 財団に送金されたグローバル補助金への現金拠出はすべて、手続きや管理運営のコストに充てるため、5% を上乗せして送金する必要がある。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの 5% を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの 5% を含む全額が記載される。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には 5% を上乗せする必要はないが、その場合はポール・ハリス・フェローの認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
- L. ロータリー財団に寄せられたすべての寄付のうち、補助金のために誓約された額を超える分、または補助金の支払い後に補助金に送金された分は、WF に追加される。
- M. 申請書の承認後 6 ヶ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる(セクション 9「取り消された補助金」を参照のこと)。

8. 報告要件

- A. 補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する。
- B. 中間報告書と最終報告書は、補助金センターを通じて提出し、不備のない報告書のみ受理される。
- C. 実施国側と援助国側の双方の提唱者が、グローバル補助金の報告書を記入、承認、提出することが義務づけられる
[ロータリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件\(2025 年 10 月\)9](#)

ている。

- D. 補助金が承認された後に追加するすべての活動は、資金を使用する前に財団からの承認を受ける必要がある。提唱クラブ／地区は、これらの支出についても、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金する必要がある。詳細は「[補助金未使用分の財団への返還について](#)」を参照のこと。
 - E. 財団は、期日を過ぎて未提出の財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書を承認しない。
 - F. 財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監査要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、または、支払いを(一部または全額)保留することができる。
 - G. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告する必要がある。
 - H. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される法律に従い、少なくとも 5 年間、補助金の使途に関する全領収書のコピーと銀行取引明細書を保管する必要がある。
 - I. 補助金を受領する活動の実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還する必要があり、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。
 - J. 最初の補助金支払いから 12 カ月以内に最初の中間報告書を提出する必要があり、その後の中間報告書は、前回報告書の受理日から 12 カ月が期限となる。
 - K. 最終報告書は、活動の完了後 2 カ月以内に提出する必要がある。
 - L. 支払い後 12 カ月以内に補助金を受領した活動が実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。
 - M. すべての補助金活動が完了した後に 1,000 米ドルを超える補助金資金が残った場合、追加の関連経費の利用を財団が承認する必要がある。承認された通りにこれらの資金を使用できない場合、資金をロータリー財団に返還する必要があり、その資金は下記の通りに充当される。
 - 1. 補助金全額が返還された場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
 - 2. 補助金の一部が返還された場合、そのすべてが WF へ充当される。
 - N. 補助金を受領した活動が完了した後に 1,000 米ドル以下の補助金資金が残った場合、グローバル補助金の使用が認められている活動にその資金を利用でき、財団からの事前の承認は必要ない。いかなる金額であれ、グローバル補助金と関係のない経費に未使用の補助金資金を使用することはできない。
 - O. 1,000 米ドル以下の補助金資金が財団に返還された場合、その資金は国際財団活動資金(WF)に充当される。
 - P. 以下の国は、返還資金について独自に以下を義務づけている：
 - 1. アルゼンチン:10 アルゼンチンペソを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 2. ブラジル:100 ブラジルレアルを超える未使用の補助金資金は返還する必要がある。
 - 3. インド:未使用の補助金資金はすべて返還する必要がある。
 - 4. イタリア:イタリアのロータリー協力財団(Fondazione Rotary Italia)から支払われた補助金の未使用額はすべて返還される必要がある。この要件に該当するクラブと地区には通知が行われる。
 - Q. 下記の詳細を含んだものが、不備のない報告書として受理される。
 - 1. 活動は、選択した重点分野の目標をいかに推進したか。
 - 2. 活動が、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか、成果の測定に使用した評価基準や収集したデーター
- タリー財団 グローバル補助金 授与と受諾の条件(2025 年 10 月)10

ータを含む。

3. 成果が長期にわたっていかに持続されるか。
 4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように活動に参加したか。
 5. 費用の詳細な内訳と銀行口座の明細書。さらに、財団は領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出する必要がある。アルゼンチンとブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、報告とともに、すべての経費について領収書を提出する必要がある。
- R. ブラジルのクラブまたは地区に支払われた補助金については、最終報告書とともに寄付証明書を提出する必要がある。
- S. すべての報告要件が満たされた場合、財団は補助金を終了する。

9. 取り消された補助金

- A. 補助金が承認されていない場合、その補助金のために受理された現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- B. 補助金が承認されたが、支払いがまだ行われていない場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- C. 補助金が全額支払われたが、全資金が返還された場合、国際財団活動資金(WF)、DDF、冠名指定寄付と冠名基金からプログラム授与金として使用可能な額、冠名指定寄付、企業の社会的責任(CSR)の資金は、それぞれ元の資金源に返還される。現金寄付とロータリー財団の使途推奨冠名基金の寄付は、年次基金(シェア)に充当される。ロータリー以外からの現金寄付は、WF へ充当される。
- D. 補助金が全額支払われたが、資金の一部が返還された場合、それらの資金はすべて WF へ充当される。
- E. 補助金資金から生じた利子は財団に送金する必要がある。

10. 補助金における利害の対立に関する方針

- A. ロータリー財団の補助金の高潔性を保証するため、関与するすべての人は、実際の利害対立、および対立があると認識される状況を避けることが義務付けられている。
- B. 利害の対立は、ある補助金に対し、決定を下す、または決定に影響を与える立場にある人物が、補助金によって、本人、その家族、そのビジネスパートナー、またはそれらの人物が有償・無償を問わず、役員や指導的立場を担っている組織が、恩恵を得る可能性のある場合に生じる。
- C. 実際の利害対立、または対立があると認識される状況はすべて、申請手続きにおいてロータリーの補助金担当職員に開示する必要がある。利害の対立が存在するかどうか確信がもてない場合は、開示すべきである。
- D. ロータリー会員は、自身が利害の対立を有するいかなるグローバル補助金においても、補助金委員会のメンバーとなることはできない。
- E. グローバル補助金の資金調達は、その補助金と関連する利害の対立を有する寄付者(人びとまたは組織)からの寄付(冠名指定寄付、CSR 寄付、等)によって行ってはならない。

- F. 個々のケースにおいて利害の対立が存在するかどうかは、ロータリーの補助金担当職員または管理委員会が決定する。補助金において利害の対立が存在する、または存在したと結論が下された場合、補助金担当職員は、補助金プロセスの高潔性を守るため、適切な措置を管理委員会に推奨する。このような措置には、当該会員の補助金委員会からの除外、補助金申請の却下、承認された補助金の取り消し、または特定の会員、クラブ、地区、または協力団体によるロータリー補助金参加の一時停止などが含まれる。
- G. 財団補助金の受領者または受益者となることができない人には、以下が含まれる。
1. 現ロータリアン
 2. クラブ、地区、その他のロータリー組織([ロータリー章典](#) 1.040 節に規定されている通り)、国際ロータリーの職員
 3. これらのすべての人の配偶者・直系卑属(血縁、養子縁組、再婚による子または孫)・直系卑属の配偶者・直系尊属(血縁による親または祖父母)、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員
 4. 元ロータリアンおよび上記の元ロータリアンと親族関係にある人(本人または親族の退会から 3 年間適用)
- H. 補助金資金を受ける活動を担当するクラブまたは地区の選考委員会の委員であるロータリー会員は、ロータリー補助金の影響を受ける可能性のある個人または団体との個人的、家族上、事業上の関係について、完全に透明性を保つ必要がある。これには、奨学金候補者、協力団体、業者、その他補助金によって利益を得る人びとまたは団体(ただし、これらに限られない)との関係が含まれる。委員は、実際の利害対立または対立があると認識される場合、選考が始まる前に委員長に知らせる必要があり、また、補助金申請時にも開示する必要がある。
- I. ロータリー地区、クラブ、会員が、補助金資金を受ける活動と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行う必要がある。資金が、会員、会員が所有または経営する物資やサービスの提供者、名誉会員、または財団補助金の受領資格がない上記に記載された人びとに支払われるような業務をロータリー組織が行おうとする場合に、利害の対立の可能性が生じる。
- J. 協力する非政府組織、商品または業務の提供者、保険会社、運送会社、教育機関を含む業者または支払先と利害関係がないことを確認するために、すべての補助金取引を見直す必要がある。利害対立のある業者であっても、公正な市場価格で最高の製品または業務を提供し、そのことが公正、透明、徹底した入札手続を経ているオファーによって証明される場合には、その業者を利用することができる。
- K. 利害の対立に関するロータリーの方針に関する詳細は、[ロータリー財団章典](#)の第 30.040 節を参照のこと。

11. 小口融資(マイクロクレジット)

- A. ロータリー財団は、小規模・中規模の事業、家族事業、地域の起業家を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)の利用に取り組んでいる。
- B. グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する、登記され、少なくとも 3 年間運営されている小口融資機関(MFI)と協力する必要がある。
- C. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われる必要がある。
- D. 小口融資プロジェクトは、ロータリーのプロジェクトであることが明確に識別できるものである必要がある。
- E. 小口融資に充てる融資元金は、少なくとも 18 カ月間に少なくとも 2 回融資する必要がある(理想的な融資サイクルは 12 カ月)。
- F. 財団は、融資元金予算の総額が少なくとも 2 回融資および回収され、その他のプロジェクト活動がすべて完了した時点で、小口融資の補助金プロジェクトが完了したとみなす。

- G. 融資を受けた人に課せられる年利は、(a)実施国の全国平均より 10 ポイント低い数値、または(b)年利 36%、のいずれか低いほうでなければならない。
- H. ロータリー財団補助金資金からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。残金は、融資元金に追加すべきである。回収した利子と手数料は、本補助金プロジェクトに含まれない小口融資機関の管理運営費として使用することはできない。
- I. 補助金資金は、小口融資機関の会計システムにおいて別個に記録される必要がある。
- J. 財団資金による小口融資プログラムは、融資元金の管理にとどまらず、受益者の研修を含める必要がある。
- K. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、[グローバル補助金 小口融資プロジェクトに関する補足書式](#)を提出する必要がある。
- L. すべての小口融資プロジェクトは、ロータリー財団専門家グループ(Cadre)のメンバーによる中間視察を受ける。
- M. 補助金の提唱者は、各グローバル補助金報告書とともに[グローバル補助金 小口融資プロジェクト報告書の補足書式](#)を提出する必要がある。
- N. 補助金の最終報告書には、基準データ、プロジェクト終了時のデータ、出口計画の説明を含める必要がある。
- O. 小口融資プロジェクトが早期に終了した場合、提唱者は、補助金資金を財団に返還する必要がある。
- P. 財団が補助金を終了する際に、小口融資機関が当該地域社会での小口融資のために資金を使用していない場合、その小口融資機関は融資元金と未使用の利子をロータリー財団に返還する必要がある。
- Q. ロータリー財団は、融資保証システムのための資金を提供しない(つまり、小口融資機関がほかのファンドから行う融資の担保として財団の資金を使用することはできない)。

12. インドに関する特記事項

- A. 他のすべての授与と受諾の条件に加え、インドの法律と FCRA を遵守するため、インド国内のクラブと地区に支払われる全額または一部の補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従う必要がある。
 - B. FCRA に関する一般的な情報は、fcraonline.nic.in を参照のこと。FCRA の登録を受けたクラブまたは地区は、FC-4 書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。
 - C. すべての補助金の支払いは、インドルピーの資金を受領するために特別に開設された銀行口座またはクラブが管理する FCRA 口座に送金される。以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。インド国内からの拠出金から発生した十分な資金があると職員が判断するか、提唱者が銀行口座が FCRA の下に登録されていることを記した書類を提供する必要がある。そのほかの状況において支払いは待機状態となり、(インド国内から)追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、FCRA の下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにする必要がある。補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。
- D. 每年 3 月 31 日までにインドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から支払われた補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の 5 月 31 日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了から 2 カ月以内が提出期日となる。すべての中間報告書は、セクション 8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
 1. 中間報告をオンラインで[補助金センター](#)から提出する。
 2. 中間報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。

3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
- E. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。
- F. 最終報告書は、セクション8(報告要件)に挙げられたすべての一般的な報告要件を満たしている必要がある。さらに、補助金提唱者は以下を行う必要がある。
1. 最終報告をオンラインで補助金センターから提出する。
 2. 最終報告書が提出されたことを南アジア事務局に知らせる。
 3. 補助金資金が使用された場合は使用の証明書ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号および固有の文書識別番号を明記のこと)をアップロードする。使用の証明書には、補助金資金の支払いを行ったのがインドのロータリー財団、または南アジア事務局)であるかを明記しなければならない。
 4. 銀行明細書または預金通帳をアップロードする(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)。
 5. 銀行調整の明細書を提出する(複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合)。
 6. 補助金センターにすべての請求書と領収書をアップロードする。
 7. 「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団または南アジア事務局から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を補助金センターにアップロードする。
 8. 未使用の補助金資金はすべて、資金の支払いを行った組織(インドのロータリー財団または南アジア事務局)に返還する。
 9. プロジェクトから利益を得る人びとに関する情報(写真、新聞の切り抜き、感謝状を含む)を保管する(インドのロータリー財団または国際ロータリー南アジア事務局から要請される可能性があるため)。

13. フィリピンに関する特記事項

- A. ほかの授与と受諾の条件に加え、フィリピン国内のロータリー地区またはクラブに支払われた補助金は、フィリピンの規制を遵守するためにより多くの実証を必要とする。
- B. フィリピン証券取引委員会は、財団が財務諸表を提出する際に、財団が資金を提供したすべてのプロジェクトについて補足書類を添えることを義務づけている。この要件に関する詳しい情報は、証券規制法68(Securities Regulation Code 68)に改正通りに記載されている。これを遵守できるよう、補助金提唱者は、その地域を管轄する以下の人物／組織のいずれかが発行する証明書を取得する必要がある：
1. 市長室、公印が押されていること
 2. 社会福祉・開発局(Department of Social Welfare and Development)長、公印が押されていること

3. 保健局(Department of Health)長、公印が押されていること
 4. バランガイ議長室、公印が押されていること
 5. 民間機関または実際の受益者の代表者／役員、公証人により署名されたもの
- C. 各プロジェクトについて、証明書の原本 5 通を、下記に送付すること:Phil.Consulting Center Inc., 2D Penthouse, Salamin Building, 197 Salcedo Street, Legaspi Village, Makati City 1229, Philippines.
- D. 証明書の見本テンプレートを、[南太平洋・フィリピン事務局](#)を通じて入手することができる。
- E. 7 月から 5 月までに配分される補助金の証明書は、同じ会計年度の 6 月 30 日までに受理されるべきである。6 月に支払われた補助金の証明書は、7 月 31 日までに受理されるべきである。地区またはクラブから提出された新規の補助金のための支払いは、既存の補助金の記入済み証明書が受領されることが条件となる。

ロータリー平和センター



【あなたの周りに未来の平和フェローがいるかもしれません】

2027-28年度 ロータリー平和フェローシップ 推薦のお願い

ロータリーは、「平和は人から始まる」と信じ、毎年最大 170 名にロータリー平和フェローシップ(全額支給の奨学金)を授与しています。

世界中から選ばれたフェローは、提携大学で平和と開発に関する専門的な学びを深め、国際的なネットワークを築いています。

この素晴らしい機会を、あなたの身近にいる“未来の平和推進者”に届けてみませんか？

たとえば、平和構築、国際関係、教育、開発、公共政策などの分野で実務経験を積んでいる若手社会人や、地域や国際社会での課題解決に関心のある方が対象となります。
詳しい[応募資格はこちら](#)をご確認ください。

また、青少年交換経験者や RYLA 参加者など、学友の中にも候補者がいるかもしれません。ロータリー会員の皆さまの声かけが、応募のきっかけになることも少なくありません！

なお、昨年の日本からの応募者は 1 名のみでした。
より多くの方にこの機会を届けるためにも、皆さまのご協力をお願いいたします

◆ 候補者をご存知の方へ

該当しそうな方がいらっしゃる場合は、ぜひ[紹介フォーム](#)をご利用ください。このフォームを通じて、候補者にプログラムの詳細情報が自動的に送信されます。

□ 応募概要(2027-28年度)

申請書公開: 2026 年 2 月(オンライン)

応募期間: 2026 年 2 月～5 月 15 日(予定)

支援内容: 授業料・滞在費・往復航空券・研修費など全額支給

□ 詳細は[公式サイト](#)または二次元コードからご確認いただけます。



【平和は測れるのか？】

ロータリー平和フェローが共同設立した研究団体がその答えを模索

コロンビア出身の 20 代、ユリアナ・アンドレア・ダビッド・イダルゴさんの人生は、政府軍と反政府勢力の長年にわたる戦闘、さらに麻薬カルテルや犯罪組織による暴力に翻弄されてきました。

2016 年に和平合意が結ばれ、状況はかろうじて落ち着いているものの、[経済平和研究所](#)の「2025 年世界平和指数」によると、コロンビアはいまだ世界で最も平和から遠い国の一。この指数は、紛争による死者数、収監率、軍事費、犯罪に対する国民の意識などを基に算出されます。

しかし、ユリアナさんや彼女の住むラス・クルセス村の人たちに話を聞くと、もっと身近な「平和のものさし」があることに気づきます。例えば、子どもたちのかくれんぼ。「以前は銃声が聞こえると、みんなベッドの下や家の安全な場所に隠れました。でも今は、子どもたちがベッドの下に隠れるのは、かくれんぼをしているからです」とユリアナさん。 続きは[こちら](#)

リソース

<補助金関連ウェブページ>

[ロータリーの補助金](#)

[補助金の申請](#)

[補助金センター](#)

[補助金による旅行](#)

[参加資格の認定](#)

[奉仕プロジェクトセンター](#)

[プロジェクトフェア](#)

<補助金の基本情報>

[補助金のプレゼンテーション](#)

[変化をもたらそう: ロータリーの補助金](#)

[補助金に関する各リーダーの責務](#)

[DRFC 補助金ハンドブック](#)

[地域調査の実施](#)

[インパクトハンドブック](#)

[グローバル補助金ガイド](#)

[重点分野の基本方針](#)

[ローターアクトクラブによる補助金](#)

[利用-よくある質問](#)

[補助金担当職員一覧](#)

[補助金レポートの利用方法](#)

授与と受諾の条件

- [地区補助金用](#)

- [グローバル補助金用](#)

参加資格認定

- [地区の覚書\(MOU\)](#)

- [クラブの覚書\(MOU\)](#)

<補助金を申請する>

[補助金センターのご利用ガイド](#)

[補助金センターのご利用ガイド奨学生](#)

[グローバル補助金 計算表](#)

[グローバル補助金申請書のテンプレート](#)

[グローバル補助金報告書のテンプレート](#)

[グローバル補助金奨学生のテンプレート](#)

[地域社会調査の結果フォーム](#)

[協力団体の覚書\(MOU\)](#)

<ロータリー平和センターと奨学生>

[ロータリー平和フェローシップ](#)

[平和フェローシップ会員の役割](#)

[平和フェローシップの申請](#)

[プレゼンテーション \(PPT\)](#)

[奨学生の提供](#)

[ロータリーの学友](#)

補助金

【最新資料】 補助金のプレゼンテーション

「ロータリーの補助金」ページにある「ロータリー補助金のプレゼンテーション」が更新されました。この資料にはロータリー財団の4つの補助金の概要がまとめられており、地区のセミナー等でご活用いただけます。

このページには、補助金について視覚的に違いや特徴が記載されたグラフィック資料「変化をもたらす ロータリーの補助金」をはじめ、補助金の推進と理解に役立つ資料が掲載されています。

ロータリーの補助金



ロータリー財団は、ロータリー会員が世界で行っている面白いプロジェクト、医学会、研修などを見える形で発表しています。利潤金の分配についてぜひ、自分たちのプロジェクトに似た経験を交換しましょう。

ロータリー財団の使命を最大限に活かしていただくために、下記のリンクをご利用ください。

ロータリー財団のプロジェクトと、各種課の組織の概要を確認してみてください。

ロータリーホームページで、[組織概要](#)を立ち読み! ビデオをきっかけで、ロータリーコースをご利用いただけます。

ロータリー財団プロジェクトと、組織アプロセスの手引きを確認して、ロータリーコースをご利用ください。

ロータリーフォーラムによるロータリー組織の利点については、こちらをご覧ください。

組織概要とロータリーフォーラムは、ラクヤの会員がロータリーをより楽しく、各事例が紹介されています。

「重要なもとをもと ロータリーの補助金」のグラフィックは、ロータリー財団の概要について詳解

【今年度のグローバル補助金申請に関するお知らせ】

2025-26年度終了時に、5年を超えて未使用となっているDDFは財団プログラムに再配分されることになります。地区は6月30日までに、これらの資金の配分先についてロータリー財団に伝える必要があります。地区が配分先を選ばなかった場合は国際財団活動資金(WF)に充当されます。

このため、現在から6月にかけて、グローバル補助金の申請が多数寄せられることが予想されます。申請書は記入漏れがなく、グローバル補助金の対象となる活動のみが含まれていることを確認の上、できるだけ早く提出することをクラブと地区の提唱者にお伝えください。また、申請書に関する[地域別補助金担当職員](#)からの連絡には速やかに対応するようお伝えください。

3月1日までに受理された不備のないグローバル補助金申請書は、6月30日までに審査・承認される可能性が高くなります。クラブと地区は3月1日以降も申請できますが、今年度中に審査・承認されない場合があります。

参考: [プロジェクトの計画](#) [補助金に関するリソース](#)

<グローバル補助金以外の活用方法: 寄贈>

- ポリオ根絶: ポリオプラス基金
- 災害後の地域支援のための、災害救援基金
- より平和な世界を築くための、平和構築プログラム
- 他地区の有意義な活動を支援するため、他地区への寄贈
- 次世代の人びとのため、恒久基金(重点分野を含む)を支援する など

オンライン寄贈フォームはこちら

※手続き後、自動確認メールが送信されます。必ずご確認ください。3日以内にメールが届かない場合は、share@rotary.orgまでご連絡ください。

未使用 DDF の配分に関する詳細は、[よくある質問](#) または [こちらのビデオ](#) をご覧ください。



国際ロータリー第2750地区